

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

インド人権報告書 2016 年版

概要

インドは多党制、連邦制議会民主主義国家であり、二院制議会を有する。大統領は選挙人団により選出され、国家元首であり、首相は政府の長を務める。憲法の下、29 の州と 7 つの連邦直轄領が高度な自治権を有し、また法と秩序の維持に一次的責任を担う。有権者は 2012 年にプラナム・ムカルジー (Pranab Mukherjee) を任期 5 年の大統領に選出し、そして 2014 年 5 月の総選挙におけるインド人民党 (Bharatiya Janata Party) 率いる国民民主同盟 (National Democratic Alliance) 連合の勝利に伴い、ナレンドラ・モディ (Narendra Modi) が首相に就任した。

文民当局は治安部隊に対する効果的な統制を維持していた。

最も重大な人権問題は、超法規的処刑、拷問及び強姦等の警察及び治安部隊による人権侵害事件、依然として蔓延する汚職及びこれによる、女性、子ども及び指定カースト (Scheduled Cast) (SC) 又は指定部族 (Scheduled Tribe) (ST) に対するもの等の犯罪への対応の非効果的な対応及び、ジェンダー、宗教的所属及びカースト又は部族に基づく社会的暴力に関係した。

その他、人権問題の例として、失踪、刑務所における危険有害な状況、恣意的な逮捕及び拘禁及び長期間に及ぶ未決拘禁も挙げられた。裁判所の未処理事案によって、長期間に及ぶ裁判前勾留及び適性手続の否定等を通じた、司法の遅延又は拒否が発生した。政府は、「国益又は国民の利益にならず、市民社会の活動を阻害すると政府が考える見解を示す一部の NGO を含め、複数の非政府組織 (NGO) に対する外国の資金提供を制限した。プライバシー権侵害の例も複数あった。国内 6 つの州では法律により改宗が制限され、また逮捕の報告も複数あったが、これらの法律の下で有罪判決に至ったという報告はなかった。移動の自由に対する制限が多少続いていた。強姦、ドメスティック・バイオレンス、花嫁持参金絡みの死亡、名誉殺人、セクシャル・ハラスメント及び女性及び女児に対する差別も依然、深刻な社会問題であった。児童虐待、女の性器切除及び切断及び、強制結婚及び早期結婚も問題であった。人身売買は、子ども及び成人の債務労働及び強制労働の蔓延及び、売春目的での子ども及び成人の性的人身売買を含め、深刻な問題であった。ジェンダーアイデンティティ、性的指向及び HIV 感染に基づく差別と同様に、障害者や先住民族

に対する社会的差別も相次いで発生した。

政府のあらゆるレベルでの不正行為についての説明責任の欠如が根強く続き、刑事免責を蔓延させる寄与要因になっていた。個別事案の捜査及び訴追は行われたが、手ぬるい執行、熟練警察官の不足及び、裁判所制度の過剰負担と資源不足により、有罪判決が下される頻度が低い状況にあった。

ジャンムー・カシミール（Jammu and Kashmir）州、北東部諸州、及び毛沢東主義者支配地域では、分離独立主義の反政府勢力及びテロリストが、軍職員、警察、政府関係者及び民間人の殺害等の、深刻な人権侵害を行った。

第1節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的な生命の剥奪及び他の法に基づかない又は政治的動機による殺害

政府や政府の代理人が、犯罪容疑者や反政府勢力の超法規的殺害を含む、恣意的な、又は法に基づかない殺害を働いたという報告が複数あった。2016 年を通じて、紛争管理研究所（Institute for Conflict Management）という非営利団体が運営する南アジア・テロリズム・ポータル（South Asian Terrorism Portal）（SATP）は、テロ行為及び反体制派（毛沢東主義過激派を除く）による死亡事件を報告した。被害者には民間人 145 人、治安部隊員 114 名及びテロリスト又は反政府勢力 324 名が含まれた。SATP によると、北東部諸州で発生したテロリストの暴力に起因して命を奪われた人々の数は、2016 年を通じて、2015 年の 273 員から 119 人に減少した。紛争管理研究所がまとめたデータによれば、ジャンムー・カシミール州におけるテロリストの暴力による死亡者は、2016 年 1 月から 10 月までで 223 人であり、比較すると 2015 年は 174 人であった。2016 年の数字には、武装抗議運動者等の 90 人は含まれない。伝えられるところによれば、夏に発生した 4 ヶ月に及ぶ混乱時に、治安部隊に殺害されたということである。

内務省の 2015 年のデータによれば、国家人権委員会（National Human Rights Commission）（NHRC）の調査部が全国規模で記録した、「遭遇殺害」（治安部隊又は警察部隊と犯罪容疑者又は反政府勢力との対峙に起因する死亡を説明に用いられる用語）の報告件数は 104 件であった。テランガナ（Telangana）州は、2015 年 4 月に、テランガナ州ナルゴンダ（Nalgonda）県で、ハイデラバード市（Hyderabad）内の裁判所への護送中に警察によって

殺害された収監者 5 人の死亡を調査するための特別捜査班を創設した。2016 年末時点で、特別捜査班は、まだ報告書をハイデラバード高等裁判所（High Court of Judicature）に提出していなかった。

2015 年 8 月に、NHRC は中央政府に対し、2011 年に BSF がフェラニ・カトゥン（Felani Khatun）を殺害した事件の補償金として 500,000 ルピー（7,500 ドル）を支払うよう命じた。2016 年を通じて、中央政府は NHRC の勧告を拒絶し、補償金を支払わなかった。フェラニの家族及びコルカタを拠点とする権利擁護団体 MASUM は、政府の補償金の支払い拒否に異議を唱える請願書を最高裁判所に提出した。

2016 年 8 月 8 日に、警察が元毛沢東派反政府勢力と説明した個人が、テランガナ州の治安職員に射殺された。この被害者は、ラージャスターン（Rajasthan）州及びグジャラート（Gujarat）州の合同テロリスト対策分隊が関与した 2005 年の「遭遇」事案の証人であった。この 2005 年の事案は、ムンバイの中央捜査局（Central Bureau of Investigation）（CBI）特別裁判所で行われた審理で審議された。

伝えられるところによれば、マディヤ・プラデーシュ州警察は、2016 年 10 月 31 日に、非合法化組織のインド学生イスラム運動（Students Islamic Movement of India）の構成員とされる 8 人を殺害した。8 人は、殺害される前に看守を殺害して警備の厳しいボーパール中央刑務所（Central Jail of Bhopal）から脱走したと伝えられた。NHRC は 2016 年 11 月 1 日に、マディヤ・プラデーシュ州、警察及び刑務所当局に正式な苦情申立てを公布し、この死亡事件に対する懸念を表明した。マディヤ・プラデーシュ州警察は、この殺人事件の操作に向けて特別捜査班を任命した。

囚人又は被拘留者が警察での拘留中に殺害された、又は死亡したという、拘留中死亡事件の報告は減少した。中央当局及び州当局による、警察官又は治安当局者を訴追しないという決定は、一部の事件では証拠の報告もあったにも関わらず、依然として問題であった。国家犯罪記録局（National Crime Records Bureau）（NCRB）は 2014 年（統計を入手可能であった最新年）中、拘留中死亡事件を 93 件報告した。ウッタル・プラデーシュ州（Uttar Pradesh）の報告件数は 9 件、パンジャブ州の報告件数は 3 件であった。

2016 年 3 月 14 日、タミル・ナードゥ州はナーガパッティナム県（Nagapattinam District）警察の監察官が過度な武力を行使し、それによって 2014 年に運転者が死亡したと判断した後、

原動機付き軽三輪車運転者の血縁者に対する 500,000 ルピー（7,500 ドル）の損害賠償を認めた。マドラス高等裁判所（Madras High Court）は、NGO の Campaign for Custodial Justice and Abolition of Torture が 2014 年 4 月に公益嘆願書を提出したのを受け、政府部門の取調べを監視した。この観察官に対する刑事訴訟及び政府部門の手続は係属中であった。

2016 年 4 月 9 日に、当時 20 歳のスニル・ヤ-ダフ（Sunil Yada）が、窃盗罪で逮捕されてから 4 日後に、マディヤ・プラデーシュ州（Madhya Pradesh）のユーマリ（Umri）警察署において死体で発見された。マディヤ・プラデーシュ州警察は、警察職員 4 人を懲戒処分にし、司法調査を命令した。

軍事特別権限法（Armed Forces Special Powers Act）はナガランド（Nagaland）州、マニプル州、アッサム州、及びミゾラム（Mizoram）州の一部地域でまだ有効で、また同法の修正版がジャンムー・カシミール州で有効であった。AFSPA の下では、中央政府がある州又は連邦直轄領を「混乱区域」として宣言した場合、同法により治安部隊は致死的な武力を行使して「法と秩序の維持」に当たり、また「合理的疑惑が存在すると思しき」人物を、逮捕理由を告げることなく逮捕する権限を与えられる。同法では AFSPA の下で諸地域において治安部隊が行った行為について、文民訴追を免除することも規定している。2016 年を通じて、AFSPA の下での治安部隊による執行措置又は人権侵害について、入手可能な公式記録はなかった。中央政府は 2016 年 9 月に、国連人権高等弁務官事務所及び NHRC による、ジャンムー・カシミール州の視察訪問の要請を拒絶した。政府は、NHRC のマニプル州（Manipur）への立入りも拒否した。

AFSPA の廃止について、反政府勢力による攻撃が激減したと活動家が報告した区域において特に、一般市民から多大な支持が寄せられた。最高裁判所は 2016 年 7 月 8 日に、過去 20 年間にマニプル州で発生した「遭遇（encounter）」事案の申立て 1,528 件の調査を行わなければならないと裁定した。この裁定では、AFSPA に基づく無制限な派兵は、「インドの民主的プロセスを頓挫させる」と述べられた。

2016 年 8 月 9 日に、人権活動家のイロム・シャーミラ（Irom Sharmila）は、マニプル州での AFSPA 実施に抗議するための 16 年に及ぶハンガーストライキに終止符を打った。シャーミラは殺人未遂を非合法化する法律違反で 16 年の間、警察に勾留されていた。

シャーミラがストライキを始めたのは、連邦議会部隊が 2000 年に民間人 10 名を殺害した事件の後のことであった。

2016 年 6 月 17 日に、グジャラート特別裁判所は、2002 年に Gulberg Society で発生した殺人への関与について、24 人に有罪判決を言い渡し（うち 11 人は終身刑を言い渡された）、他の 36 人を無罪判決にした。この事件では、地域で発生した暴動で暴徒化した群衆によって 69 人が死亡した。Gulberg Society 事件の被害者の 1 人であるザキア・ジャフリ（Zakia Jafri）が提出した個別事案は、グジャラート高等裁判所で係属中であった。高等裁判所は、州高官複数人に対し、2002 年 2 月から 5 月にかけて、州全域を巻き込んだ地域暴動における共謀の容疑を晴らす 2013 年の下級裁判所の判決も承認した。

組織化された反政府勢力やテロリストを含む、非政府系部隊が、パンジャブ（Punjab）州、ジャンムー・カシミール州、北東部諸州及び毛沢東主義者支配地域において、膨大な数の殺害や爆弾攻撃を行った（第 1 節 g 参照）。毛沢東主義者はジャールカンド州及びビハール（Bihar）州において、治安部隊及び鉄道及び通信塔などの主要インフラ施設に対する攻撃を続けていた。毛沢東主義反乱軍は 2016 年 7 月 19 日に、簡易爆破装置を使った攻撃を仕掛け、これによって、ビハール州のガヤ県（Gaya）とアウランガーバード（Aurangabad）県の県境で、民兵 10 人が命を失った。

b 失踪

被拘禁者について要求される逮捕報告書の提出を警察が怠った結果、未解決の失踪が数百件もあるという申し立てが複数あった。警察も政府当局者もこうした主張を否定した。中央政府の報告によると、州政府のスクリーニング担当委員会が被拘留者の状態について家族に情報提供しているとのことである。しかし、刑務所の守衛が時々、近親者の拘留を家族が確認しようとした際に賄賂を要求したという報告が複数あった。

政府部隊、議会部隊及び反政府勢力が原因と見られる失踪が、（2015）年中、複数の紛争区域で発生した（第 1 節 g 参照）。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

法律では拷問を禁じているが、複数の NGO の報告によれば、2016 年中を通じて拷問が発

生した。

警察が囚人を殴打し、拘留中死亡に至った事件も複数あった（第 1 節 a 参照）。

法律では当局が強要自白を証拠として採用することを認めていないが、複数の NGO や市民が、当局は拷問を加えて自白を強要していると申し立てた。場合によっては、当局が死刑裁判において強要自白を証拠として提出した例もあった。申し立てによると、当局は拷問を、金銭を巻き上げる手段、あるいは略式処罰としても用いていた。

複数の人権専門家によると、政府は依然、廃止されたテロ行為・テロ活動・破壊活動防止法（Prevention of Terrorism Act and Terrorist and Disruptive Activities Act）の下で逮捕及び起訴された人々を裁判に掛けていた。廃止された同法の下、当局は警察官に対して為された自白を、法廷で許容され得る証拠として扱った。2016 年 5 月に公表されたデリーにあるナショナル・ロー大学の研究によれば、死刑囚の大部分が、非人間的な状況で暮らしており、適正手続を拒否され、拷問を受けたということである。同大学の死刑研究プロジェクトでは、2013 年 7 月から 2015 年 1 月にかけて、死刑囚 385 人のうち 373 人に聞き取り調査を行った。このうち 270 人が警察の勾留中における経験について話しており、このうち 216 人が拷問を受けていた。死刑囚が 10 人以上いる州の中で、勾留中に拷問を受けたと報告した死刑囚の割合は、ハリヤーナー州が最も高かった。この調査では、死刑囚の 4 人に 3 人が「経済的に脆弱」な部類に属しており、当局が収監者をどう扱うかは、社会的及び経済的要因によって決まることが多いと指摘した。

2016 年 7 月 8 日に、警察は、タミル・ナードゥ州セーラム県における鉄橋建設に抗議したとして、環境及び人権擁護活動家のピユシュ・マニユシュ（Piyush Manush）及びその仲間であるエサン・カルティク（Esan Karthik）とムット（Muthu）を逮捕した。裁判所は、2016 年 7 月 15 日に、カルティク及びムットに保釈を認めた。マニユシュは保釈を認められず、複数の NGO の主張によれば、セーラム中央刑務所に拘禁されている間、警察は同氏の手を縛り、殴打し、隔離拘禁状態に置いたということである。NHRC は 2016 年 7 月 24 日に、申立てに対する対応を求めてタミル・ナードゥ州に通知を交付した。

最高裁判所は 2016 年 4 月 5 日に、毛沢東派反政府勢力への関与疑惑及び、不法活動防止法（Unlawful Activities Prevention Act）（UAPA）違反容疑で 2014 年に警察が逮捕したデリー大学の G.N.サイババ（G.N. Saibaba）教授を、身体障害が確認された医療上の理由から保釈

した。アムネスティ・インターナショナル及び市民の権利活動家は 2014 年に、サイババ解放キャンペーンを行って、刑務所当局は、同氏を医療施設及び衛生施設に入れることを拒否したと主張した。

CBI は 2016 年 1 月に、伝えられるところによれば、警察官の暴力による複数の傷が原因である被拘禁者が死亡したのを受け、マハーラーシュトラ州（Maharashtra）ダラビ（Dharavi）の警察官 2 人を、殺人共謀罪で告発した。警察は当初、同氏の死亡は髄膜炎によるものと主張した。ボンベイ高等裁判所は 2014 年 6 月に、CBI に、ムンバイ警察犯罪部から捜査を引き継ぐよう命令した。

警察が被拘留者を強姦したという報告が相次いだ。政府は NHRC に、警察官が関与した強姦事件の捜査権限を与えた。法律により、NHRC は軍隊及び民兵組織が関与した事案に関する情報を請求することもできるが、この事案を捜査する権能はない。複数の NGO の主張によると、NHRC は警察での勾留中に発生した強姦事件の件数を過少評価していた。強姦被害者の中には、社会的汚名や報復の可能性を背景に、犯罪の通報を恐れる者もあり、これが監督体制及び説明責任の欠如によって、特に犯人が警察官又は他の当局者であった場合、事態が複雑化した。警察官が強姦事件の登録を拒否したという報告が複数あった。

カンニヤークマリ県警察は 2016 年 4 月に、窃盗容疑で、クル族（Kurava）コミュニティの住民 17 人を逮捕及び拘禁した。現地 NGO によれば、警察は被拘禁者を 63 日間にもわたって、殴打し、拷問し、性的虐待を加えたということであるタミル・ナードゥ州人権委員会は 2016 年 7 月 8 日に、カンニヤークマリ県警察の行為の詳細な調査を開始した。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所は生命を脅かす状況にあった例が多く、国際標準を満たしていなかった。

物理的状況：刑務所は大抵、深刻な過密状態にあり、食料、医療、衛生、環境条件が不十分な例が多かった。飲用水はごくたまに利用できる程度であった。刑務所及び拘置施設は依然として資金、職員、インフラが不十分な状況であった。収監者は身体的虐待を受けた。

NCRB が作成した 2015 年版インド刑務所統計報告書（Prison Statistics India 2015）によると、国内に 1,401 ヲ所の刑務所があり、認可収容定員は 356,561 人であった。実際の収監人口は

366,781 人であった。実際の収監人口は 419,623 人であった。未決拘禁者は刑務所収監人口の 3 分の 2 超を占めていた。当局は男女別々に収容していた。法律では少年を更生施設に拘留するよう要求しているが、時々、当局は少年を刑務所に収容することがあり、特に農村部で多かった。当局は未決拘禁者を既決囚と一緒に拘留することが多かった。最高裁判所が任命したある顧問によれば、ウッタル・プラデーシュ州（Uttar Pradesh）では、ほぼ全ての刑務所の占有率は許容収容者数の 2 倍で、場合によっては 3 倍になることもあった。NCRB によると、チャッティースガル州ダンテワダ（Dantewada）の某刑務所に収容された推定 600 人の囚人のうち、当局から有罪とされていたのはわずか 3 人であった。残りの囚人は裁判待ちの状態であったが、定員 150 人の刑務所に押し込まれていた。

NCRB の 2015 年版報告書によると、過密状態は、ダードラー及びナガル・ハヴェーリー連邦直轄領（Dadra and Nagar Haveli）が最もひどく、収監率は 277 パーセントであった。一方、チャッティースガル州（Chhattisgarh）の刑務所は 234 パーセント、デリーの刑務所は 227 パーセントであった。連邦人権イニシアティブ（Commonwealth Human Rights Initiative）によるインド国内刑務所のモニタリング調査 2016 は、刑務所の不十分な監視、施設の放置及び収監者の権利の侵害を取り上げた。

運営：当局は囚人に面会する訪問者をある程度許可したが、一部の家族が、特にジャンムー・カシミール州を含む紛争区域において、拘留中の身内との面会を当局から拒否されたと述べた。拘置施設担当オンブズマンはいないが、当局は囚人が訴状を司法当局へ提出することを許可した。

独立的監視：NHRC は 2016 年を通じて、人権侵害の申し立てを囚人から受け、調査したが、一部の活動家が示唆したところによると、囚人は刑務所の守衛又は当局者からの報復の恐れから、訴状を提出する例は多くなかった。

当局は囚人が申し立てを州及び国の人権委員会に登録することを許可したが、これらの委員会の権限が及ぶ範囲は、当局に苦情の是正を求める勧告に限られた。

報告によると、政府当局者はしばしば、2012 年に最高裁判所が中央政府及び地方当局に対して出した、拘留中の暴力を監視するための警察署での定期検査の実施命令を遵守しなかった。

多数の州において、NHRC は州立刑務所の抜き打ち視察を実施したが、NHRC の管轄権は

軍の拘置施設にまでは及ばない。NHRC の特別報告者 1 人が、当局が囚人全員に医療を提供しているかどうか検証すべく、複数の州立刑務所を視察した。報告者は 2016 年を通じて、刑務所を定期的に視察したが、報告書を一般市民又は報道機関に公表しなかった。

d 恣意的な逮捕又は拘留

法律では恣意的な逮捕及び拘留を禁じているが、2016 年を通じて、いずれも発生した。警察は逮捕に関する司法機関による再検討を延期させる目的で、特別治安関連法も使用した。未決拘禁は恣意的で且つ長期間に及び、時には既決囚に科せられた量刑期間を超えることもあった。

複数の人権 NGO によると、一部の警察が強要による自白又は虚偽の自白を得る目的で、容疑者を拷問、虐待、そして恣意的に拘禁した。場合によっては、報告によると、警察は逮捕を記録しないまま容疑者を拘留し、また一部の容疑者に十分な食料と水を与えなかった。

警察及び治安組織の役割

29 州及び 7 つの連邦直轄領が法と秩序の維持に一次的責任を負い、政策は中央政府が監督する。警察は州の管轄下に置かれる。内務省は、民兵組織、国内諜報機関及び全国の警察機関の大部分を統制し、また州が編成する警察部隊の上級警察官向けの訓練を実施する。

ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）によると、治安部隊による恣意的逮捕、拷問、そして自白強要が依然として日常茶飯事であった。警察部隊は相変わらず重労働、低賃金、そして政治的圧力に曝され、場合によってはこれらの要因が汚職に繋がった。

法執行部隊及び治安部隊の実効性は、国内全域で大幅に差があった。刑事訴訟法第 197 条によれば、中央政府又は州が初めに訴追を許可しない限り、裁判所は警察官に対する事案を審理することができない。しかし、複数の NGO の報告によれば、警察は、警察官に対する犯罪行為の届出については、第一次事件報告書（FIR）と呼ばれる、被害者の苦情申し立てを登録することを拒否することが多く、これによって、被害者は事実上、正義を追求することができなかった。複数の NGO の報告によれば、被害者は報復の恐怖を理由に、

警察が行った犯罪を届け出るのを本意としなかった。あらゆるレベルの当局者が行為の責任を免れるという事例が複数あったが、治安当局者が違法行為の説明責任と問われる事例も複数あった。軍事法廷は、軍隊及び民兵組織による虐待事件を捜査した。当局は法執行官に対する訴訟の審理を、公開法廷で行った当局は時々、何らかの犯罪で有罪となった当局者を異動させることもあった。

NHRC は、警察が容疑者を追跡又は逮捕する、あるいは容疑者が逃亡を試みる過程で容疑者を殺害したという事例全てについて、犯罪捜査部が捜査するよう勧告した。多数の州が、拘束力のないこの勧告に従わず、幹部の裁量権で内部的に再検討を行うという慣行を続けていた。

NHRC のガイドラインでは州政府に対し、警察の措置に起因する死亡事件を全て、48 時間以内に NHRC へ報告するよう求めているが、州政府はこのガイドラインを一貫して遵守したわけではない。NHRC は州政府に対してさらに、被害者への金銭的補償も要求したが、州政府はこの慣行も一貫して遵守したわけではない。当局は軍隊に対し、勾留中の死亡を NHRC に報告するよう要求しなかった。

2016 年 1 月 30 日に、アーム・アードミ党 (Aam Aadmi Party) が公開した映像には、ニューデリーで警察官 3 人が、ダリットの学生ロヒト・ベムラ (Rohith Vemula) の死に抗議した学生複数人を殴打する様子が映し出されていた。抗議運動者の主張によれば、この抗議運動は平和的であり、警察の扱い又はその後の告発を正当化するものではなかった。

2016 年 10 月 1 日に、伝えられるところによれば、ジャールカンド州 (Jharkhand) ハザーリーバーク県で、警察が抗議運動を行っていた村民に発砲し、4 人が死亡、およそ 30 人が負傷した。複数の報道によれば、村民は中央政府が所有するナショナル・サーマル・パワー (National Thermal Power Corporation) による炭鉱開発用地買収に抗議していたということである。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

恣意的な逮捕：刑事訴訟法では恣意的な逮捕又は拘留を禁じているが、報告によると、警察が相変わず市民を恣意的に逮捕しているという事例もいくつかあった。警察が身分を明かさず、あるいは逮捕令状なしに、人々を拘留尋問のために拘留したという報告が複数

あった。

裁判前の拘留：当局は、刑事告発に基づく被拘留者に対し、本人の罪状及び弁護士を雇う権利を速やかに告知しなければならない。刑法の下、治安判事は、被告人が起訴前に 90 日間以内の期間にわたり拘留されることを許可することができる。標準刑事訴訟手続の下、当局は 90 日間の拘留期間が過ぎたら被告人を保釈しなければならない。刑法では、警察が人々を尋問のために召喚することも認めているが、捜査目的での逮捕前拘留権限を警察に与えるわけではない。当局が容疑者を法律で認められた期限を超えて拘禁したという申し立てが複数あった。

容疑者が弁護士と面会する権利を警察が否定したという事件のほか、容疑者の会話を警察が不法に監視し、秘密保持権を侵害したという事件の報告も複数あった。憲法では当局に対し、「経済的障害又は他の障害」を抱える被告人に弁護士を無償で用意するよう義務付けているが、当局は必要性を体系的に評価するわけではない。法律により、当局は家族が被拘禁者と面会することを許可しなければならないが、これは必ずしも守られなかった。被拘禁者の召喚は、予防的拘留法の下で当局が容疑者を拘留する場合を除き、24 時間以内に行われなければならない。州当局が予防的拘留法を行使する頻度はデリーで最も高く、他にもグジャラート州、マハーラーシュトラ（Maharashtra）州、ウッタル・プラデーシュ州、パンジャブ州及びカシミール州で頻度が高かった。

警察は個人を最長 30 日間、告訴しないまま拘留することができる。法律では、司法拘留中の被拘留者を当局が告訴しないまま最長 180 日間（警察拘留の 30 日間を含む）拘留することも認めている。UAPA では、反政府活動又はテロ行為に関連する事件において当局が人々を告訴しないまま拘留することを認めているが、外国人についての保釈規定はなく、また市民が拘禁された場合に裁判所が保釈を否認することを認めている。法律では、武器又は爆発物の所持、あるいは犯罪現場に残された指紋の証拠を検察側が提出することができれば、当局が犯罪の意図を実証するか否かを問わず、被告人は有罪であると想定している。報告によると、州政府は UAPA の下での正式告訴の前に、人々を保釈せず長期間にわたり拘留していたという例もあった。

法律では一部の事件における予防的拘留を認めている。国家安全保障法（National Security Act）では、国内のどこでも、ただしジャンムー・カシミール州を除き、治安上のリスクと

見なされた人物を警察が最長 1 年間、告訴又は裁判を行わないまま拘留することも認めている。法律では国内治安上の理由による被拘留者を家族及び弁護士が訪問することを認め、また当局に対し、被拘留者に拘留理由を 5 日以内に、あるいは例外的状況においては 10 日から 15 日以内に伝えるよう要求している。

公共安全法 (Public Safety Act) はジャンムー・カシミール州に限り適用されるが、同法では州当局が人々を最長 2 年間、告訴又は司法機関による再検討を行うことなく拘留することを認めており、その間、家族の面会は許可されない。当局は尋問中に被拘留者が弁護士と連絡を取ることを認めているが、申し立てによると、ジャンムー・カシミール州の警察は日常的に恣意的逮捕を行い、また被拘留者が弁護士と連絡を取ったり医療を受けたりすることを否認した。複数の報道によれば、ジャンムー・カシミール州では、2016 年 7 月の大規模な抗議運動の勃発以降、およそ 440 人が裁判を受けない状態で拘禁されている。2016 年 9 月に、人権擁護活動家のクーラム・パーベズ (Khurram Pervez) は、ジャンムー・カシミール州の人権状況に関する国連人権理事会会合に出席するための出国しようとした時に、治安部隊に逮捕され、拘禁された。2016 年 10 月 19 日に、国連専門家は、パーベズの即時釈放を政府に要求した。当局は、2016 年 11 月 30 日に、裁判所が同氏の拘禁を違法と裁決した後、同氏を釈放した。

ケーララ (Kerala) 州コチ (Kochi) の人権法ネットワーク (Human Rights Law Network) (HRLN) の報告によると、ケーララ中央刑務所に収容され、「裁判に適さない」と見なされた、精神障害を抱える一部の囚人が、裁判を 10 年から 26 年間も待っていた。この NGO によると、場合によっては囚人が潜在的量刑よりもはるかに長い期間、拘留されていた。2013 年に HRLN は、これらの囚人の釈放を求める請願書をケーララ高等裁判所に提出していた。同裁判所は、被告人が裁判を受けられるようにするための十分な医療処置を提供するよう、州政府に指示する命令を発布して対応した。この事案は 2016 年末時点でケーララ高等裁判所にて係争中であった。

長期間の恣意的拘留は依然として重大な問題で、その背景には裁判所制度における過剰な負担と資源不足、そして法的保護措置の欠如があった。政府は、長期拘留の低減と刑務所の過密緩和に向け、「迅速審理 (fast track)」法廷を手段とする取り組みを継続し、これは審理期限を指定し、事件管理のための指示を与え、保釈の使用を奨励するという仕組みである。一部の NGO がこれらの法廷について、適正手続を維持せず、また保釈金を積む余

裕のない被拘留者には拘留の維持を要求するものであるとして批判した。

NCRB のデータによれば、ほぼ全ての未決拘禁者が、保釈を確保できるまでに 3 ヶ月以上収監されており、65 パーセントは保釈されるまでに、3 ヶ月から 5 か月の間収監された。

e 公正な公判の否定

法律では司法の独立を規定しているが、司法機関の汚職が蔓延していた。

司法制度は依然、深刻な過剰負担の状態で、また現代的な事件管理システムを欠き、司法の遅延又は拒否に繋がることが多い。最高裁判所が公表した 2015-16 期のデータによると、2016 年 10 月 1 日時点で、国内の高等裁判所における裁判官の欠員率は 24%であった。

ムンバイのマハーラーシュトラ州組織犯罪取締り法（Maharashtra Control of Organized Crime Act）特別裁判所は 2016 年 4 月 25 日に、10 年に及ぶ調査の末、31 人が死亡、312 人が負傷した、マハーラーシュトラ州マレーガーオン市（Malegaon）で 2006 年及び 2008 年に発生した爆弾攻撃で告訴されたイスラム教徒被告 9 人に無罪判決を下した。この事案では、中央捜査庁（National Investigation Agency）も同じ攻撃の実行でヒンドゥー系国家主義者を告発していた。3 つの機関〔マハーラーシュトラ州テロ対策部隊（Maharashtra Antiterrorism Squad）、中央捜査局（Central Bureau of Investigation）及び中央捜査庁〕による捜査の末、裁判所は全てのテロ行為罪を証拠不十分で取り下げた。

裁判手続

刑事訴訟法では公開裁判を規定しているが、公務上の秘密又は国家安全保障が関係する訴訟手続は例外である。被告人は UAPA の下で規定される条件に該当する場合を除き、推定無罪とされ、弁護士を選ぶことができる。州は弁護士を雇う余裕のない被告人に弁護士を無償で提供するが、適格な弁護士を選任する機会が状況的に限られることが多く、また司法制度における過剰負担が結果的に、訴訟が長期間にわたり遅れ、場合によっては処分が決まるまで 10 年以上も掛かるという事態を招いた。

法律では、大部分の民事事件及び刑事事件において、政府側の関連証拠を被告人が閲覧することを認めているが、政府は情報を開示しない権利を留保し、また慎重を期すべき事件

であると判断した場合はその権利を行使した。被告人は、原告と対峙し、独自の証人及び証拠を提示する権利を有するが、適切な法定代理人が居ないためにこの権利を行使しないことも時々あった。被告人は証言しない権利、あるいは有罪を自白しない権利を有する。裁判所は量刑を公表しなければならず、また司法制度のほとんどのレベルで効果的な上訴経路が設けられている。

政治犯及び政治的理由により拘留された者

政治犯及び政治的理由による被拘留者に関する報告が複数あった。複数の NGO の報告によると、ジャンムー・カシミール州政府は政治犯を拘留し、また 2005 年から 2014 年にかけて、公共安全法の下でテロリスト、反政府勢力及び分離独立主義者と判定された 690 名余りの人々を一時的に拘禁した。コルカタ裁判所は 2016 年 7 月 20 日に、2009 年に逮捕され、扇動を含む複数の罪状で告発された退役軍人でインド共産党（毛沢東派）党首のグール・チャクラボルティー（Gour Chakraborty）に無罪判決を言い渡した。同法廷は、検察側が罪状の立証に失敗した後、チャクラボルティーを釈放した。

民事上の訴訟手続及び救済方法

個人、あるいは個人又は団体を代表する NGO は、任意の高等裁判所へ、又は最高裁判所へ直接、一般市民の負傷について司法上の補償を求めるための、公共利益訴訟を提起することができる。苦情の例として政府職員による公務違反あるいは憲法規定違反などが挙げられる。複数の NGO が、汚職や不公平の嫌疑が関係する事件において市民社会団体に対する説明責任を政府当局者に負わせるための、公共利益訴訟を起こした。

ボンベイ高等裁判所は 2016 年 1 月 13 日に、2 倍に増えた 2014 年から 2015 年までに届け出られた勾留中の死亡及び警察による拷問事案に取り組み、マハーラーシュトラ州に報告書を提出するよう命令した。同高等裁判所は、裁判所命令に反して、警察署内に閉回路テレビカメラの設置を行ったことについて州を批判した。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的又は不法な干渉

憲法は、プライバシーの明示的な権利を記載していないが、最高裁判所は、かかる権利は他の憲法規定、特に第 21 条の規定に黙示的に記載されていると述べた。一部の例外を設け

て、法律は恣意的干渉を禁じている。政府は概してこの規定を尊重したが、時々、当局が市民のプライバシー権を侵害することもあった。法律では警察に対し、搜索や押収を実施する場合、令状を取得するよう要求しているが、令状取得が不当な遅延の原因となりそうな場合は例外である。警察は無令状搜索について、当該犯罪に対して管轄権を有する最寄りの治安判事に書面を提出して正当化しなければならない。

国家機密法（Official Secrets Act）は、電子監視（エレクトロニック・サーベイランス）に対する透明性及び説明責任を阻害した。連邦内務省は、2016 年 8 月に議会下院で行われた質問に答えて、国家機密法の規定を精査するための省庁間委員会を設立し、この問題を現在検討していると述べた。

中央政府及び州は、1885 年の電信法（Telegraph Act）第 5 条（2）及び、改正された 2000 年の情報技術法（Information Technology Act）第 69 条の権限の下に、通信を傍受した。2012 年に国家計画委員会（Planning Commission）が招集したプライバシーに関する専門家グループ（Group of Experts on Privacy）は、入手可能な直近の審査の中で、この 2 つの統計データ間の相違によって、報告で述べられたように、「一貫性及び透明性に欠け、不正利用されやすく、苦情申立者に対する救済又は補償にならない不明瞭な規制制度を生み出したと述べた。

UAPA は、令状なしの搜索に対する法的根拠を追加している。UAPA では、テロ事件の場合、通信傍受から得られた証拠の使用を認めている。ジャンムー・カシミール州、パンジャブ州及びマニプル州では、治安部隊員は、令状を取らずに搜索及び逮捕を行う特別な権限を与えられている。

2005 年チャッティースガル州特別公共安全法（Chhattisgarh Special Public Security Act）（CSPSA）では、警察が最長 90 日間、訴状を提出しないまま、ある人物を拘留することを認めている。反対派は同法について、「法律の行政管理に障害をもたらす傾向のある」人物の拘留を認め、プライバシーと言論の自由を侵害する法律であると主張した。政府は CSPSA の下、2 名のジャーナリストを拘禁し、ナクサライト（Naxalite）という反政府勢力による警察への致命的攻撃の共謀者として告発したが、一部の報道によると、当局はこれらのジャーナリストを、彼らの報道内容を理由に投獄したということである。現地裁判所は、2016 年 7 月 21 日に、2 人のジャーナリストの一方に無罪判決を言い渡した。

g 国内の紛争での虐待行為

国軍、各州の治安部隊及び民兵部隊は、いくつかの北東部州で反政府勢力との武力紛争に従軍し、国内北部、中部及び東部地域では毛沢東派反政府勢力との武力紛争に従軍したが、これらの紛争の激しさは次第に著しく低下した。軍及び中央政府治安部隊は、北東部の紛争区域に駐留し続けていた。

あらゆる紛争当事者が武力を行使した結果、紛争参加者と民間人の双方に死亡者と負傷者が出た。政府治安部隊が、捕虜となった過激派の死亡を隠蔽するために、遭遇殺害の計画を含め、超法規的殺害を働いたという報告が複数あった。複数の人権団体の主張によると、警察は架空とされる「遭遇殺害」とされる事案では、遺体の公表を拒否した。当局は軍隊に対し、勾留中の死亡を NHRC に報告するよう義務付けなかった。

2016 年 7 月 8 日に発生したヒズブル・ムジャーヒディーン (Hizb-ul-Mujahideen) の司令官ブルハン・ワニ (Burhan Wani) の殺害は、カシミール渓谷 (Kashmir Valley) における民間人の相次ぐ抗議運動を引き起こした。これによって、民間人 88 人及び警察官 2 人を含む 90 人が命を失った。複数の報道によれば、民間人の負傷者は 4,500 人を超え、治安部隊の負傷者は 4,000 人以上に上った。学校、市場、事務所及び企業は長期間にわたって閉鎖された状態であった。

中央政府、州政府及び軍隊は苦情を調査し、そして政府軍が犯したいくつかの違反を処罰した。当局はテロ関連法制の下、複数の反政府活動家を逮捕し、裁判にかけた。

国内紛争から発生した人権侵害に関する捜査及び訴追は、ほとんど行われなかった。NGO の主張によると、AFSPA における刑事免責規定を背景に、当局は過去数年間にジャンムー・カシミール州で殺害された民間人の死亡について、軍に責任を負わせなかった。

報告によると、反政府勢力やテロリストが学校、道路及び鉄道を攻撃した。

殺害：複数の NGO 及び報道によれば、治安部隊はジャンムー・カシミール州でバードショットを詰めたショットガンを明らかに無差別に使用して、抗議運動等の群衆を取り締まり、これによって、民間人 87 人が死亡し、子どもを含む数百人以上が失明した。

毛沢東主義者の影響下にある県では、治安機関と反政府勢力の双方による虐待の報告が複数あった。治安部隊は 2016 年 2 月 27 日に、ラヤガダ県 (Rayagada District) で発生した毛沢東派との撃ち合いで、オリッサ州 (Odisha) の部族コミュニティの住民マンダ・カドゥラカ (Manda Kadraka) を殺害した。警察側は、カドゥラカは毛沢東派であり、治安部隊との撃ち合いで死亡したと主張した。ドングリア・コンド族 (Dongria Kondh) 集団の福祉に尽力する組織、Niyamgiri Surakhya Samithi の主張によれば、カドゥラカは戦闘員ではなく、警察は、周辺地域の採掘に反対する抗議運動を抑圧するために同氏を殺害したということである。2016 年 7 月 1 日に、ビハール州の州都パトゥナから 100 マイル離れた毛沢東派の反乱で、兵士 10 人が命を失った。州警察職員によれば、反乱では、兵士に対する攻撃に簡易爆破装置及び小型兵器が用いられた。

誘拐：複数の人権擁護団体の主張によれば、軍、民兵組織及び反政府勢力部隊はマニプル州、ジャールカンド州及 (Jharkhand) び毛沢東主義者支配地域で多数の人々を誘拐したということである複数の人権活動家が、囚人が拘禁中に拷問又は殺害されたという複数の事例を申し立てた。2016 年を通じて、報道機関は、マニプル州で発生した反政府勢力による拉致事件を報告した。2016 年 6 月 28 日に、アッサム・ライフル部隊 (Assam Rifles) は、反政府勢力のカングレイパク人民革命党 (People's Revolutionary Party of Kangleipak) の石油トラック運転手の拉致及び恐喝計略を阻止した。マニプル州の州都インパールとジリバムをつなぐ鉄道プロジェクトに取り組む請負業者も、過激派集団による拉致及び強奪の脅迫を報告した。警察は 2016 年 4 月に、マニプル州セナティ県 (Senapati) の Lhangnom 村から運転手の遺体を発見した。この運転手は 2016 年 3 月 3 日に反政府勢力に拉致されたということである。

身体的虐待、刑罰及び拷問：政府治安部隊が、拘留中の反政府活動家やテロリストとされる人々に拷問、強姦及び虐待を働いたり、デモ参加者を負傷させたりしたという報告が複数あった。民間人は、あらゆる紛争当事者から危害を加えられた。

児童兵士：報告によると、複数の反政府グループが児童を爆弾運搬役などの役割に就かせ、複数の政府機関を攻撃した。内務省の報告によると、複数の毛沢東主義者グループが 6 歳から 12 歳の少年少女を徴用し、ビハール州、ジャールカンド州、チャッティースガル州及びオリッサ州の特定の児童部隊 (バル・ダスタ (Bal Dasta) 及びバル・サンガム (Bal Sangham)) に送り込んだ。これらの毛沢東主義者グループは児童を戦闘や諜報活動に使用

した。反政府勢力は児童をスパイや運び屋として訓練したほか、武器の使用、爆発物の埋設、そして諜報活動の訓練も行った。マニプル州の NGO の報告によれば、ナガランド民族社会主義評議会〔National Socialist Council of Nagaland (Isak-Muivah) (NSCN-IM)〕は、2016 年 1 月から 4 月までに、およそ 3,000 人もの構成員を徴募した。大半は未成年者であった。マニプル州の治安当局者はこの動向を確認した。

国連は全ての申し立てを検証することはできなかったが、議会に提出された複数の報告書に、同様の申し立てが記載されていた。申し立てによると、毛沢東主義武装集団による子どもの徴用が続いていた。観測筋の報告によると、幼い例では 12 歳の児童が毛沢東主義者青年団や同盟民兵組織に加わっていた。報告によると、これらの子どもは兵器及び簡易爆発物を扱っていた。報告によると、毛沢東主義者グループは子どもを本人の意志に反して拘束し、子どもが逃亡しようとする、家族の殺害を含め、重大な報復が待っていると脅した。毛沢東主義者グループに少女が仕えているという報告も複数あった。政府は、毛沢東派集団に所属したことがある複数の女性の証言に基づいて、一部の毛沢東派キャンプでは、強姦及び他の形態の虐待を含め、性的暴力が習慣化していると主張した。

政府の情報筋によると、毛沢東主義武装集団は治安部隊と対峙した際、子どもを人間の盾として使用した。毛沢東主義者グループによる学校への攻撃は、影響を受けた区域での子どもの通学に影響を及ぼし続けた。学校が軍の兵舎や基地として使われているという報告も相次いだ。学校付近での政府治安部隊の配備が、依然として懸念であった。武装集団がチャッティースガル州内の学校から児童を徴用しているという報告が複数あった。

紛争に関連するその他の人権侵害:国内避難監視センター (Internal Displacement Monitoring Center) の推計によれば、2016 年 7 月現在、内戦及び国内の情勢不安により、およそ 370 万人が強制避難した。

数万名ものカシミール人パンディット (ヒンドゥー教学者) が 1990 年以降、カシミール峡谷からジャンムー、デリー及び他の国内各地へと逃げてきたが、その理由は、分離独立派のイスラム教徒による、礼拝所の破壊、性的虐待及び財産盗難を含む、対立や暴力的威嚇であった。これらのカシミール人パンディットは、1990 年にインド人の州に対する反政府活動が始まった後、カシミール州を離脱し始めた。ジャンムー・カシミール州では、避難民となったカシミール人パンディットへ、月々の現金と食料支給から成る支援を提供した

が、この集団の一部のメンバーが、支援は自分達の生計需要に対処していないと主張した。2015 年 5 月に、数千名のカシミール人パンディットと複数の国民会議（National Conference）議員が、この集団をカシミール州内の人里離れた居留地に相談もなしに再定住させるという、州政府の計画に抗議した。

中部と東部では、部族の森林区域における土地や鉱物資源を巡る、毛沢東主義反政府勢力と政府治安部隊との武力衝突が続き、インドの 29 州中 20 州の 626 県のうち 182 県に影響を及ぼした。複数の人権活動家の申し立てによると、政府の作戦では毛沢東主義者グループの抑圧だけでなく、部族民を強制的に土地から追い出し、商業的搾取を可能にすることも目的であった。

複数の IDP キャンプの運営がチャッティースガル州で続けられ、これらは州が後援するサルワ・ジュドゥム（Salwa Judum）という民兵組織と毛沢東主義者グループとの間で 2005 年に起こった戦闘の際に避難民となった人々のためのキャンプであった。

2016 年を通じて、プランテーション労働法（Plantation Labor Act）違反を含め、茶農園労働者に対する企業の人権侵害に関する報告が、報道機関や学術機関から絶えず寄せられた。場合によっては、企業が法律により要求される医療を提供しなかったことに起因する暴力的ストライキも複数発生した。他にも複数の報告が示唆するところ、労働者は清浄な水の入手に苦勞し、社宅区域にはむき出しの下水が無制御の状態で流れていた。茶産業は国内の民間部門で最大級の雇用主に数えられ、100 万人を超える常勤労働者と最大で 200 万人の季節労働者に仕事を提供している。

2016 年 1 月 11 日から 14 日にかけて、複数の部族女性が、チャッティースガル州ネンドラ村で実行委された搜索作戦で、治安部隊から強姦及び性的虐待を受けたと申し立てた。クンナ村（Kunna）の部族女性 6 人によれば、2016 年 1 月 12 日に治安部隊から性的虐待を受けた。アムネスティ・インターナショナルは 2016 年 1 月 25 日に、ネンドラ村で発生した部族女性の性的虐待事案 13 件における警察の無為に対する調査を要求した。国家指定部族委員会 National Commission for Scheduled Tribes（NCST）は 2016 年 4 月に、反乱鎮圧作戦で行われた治安部隊による大規模な性的虐待を申し立てた。NCST は、特定の事案 3 件の調査を、県警察当局から州の犯罪捜査局に移管すべきだと勧告した。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

憲法では言論及び表現の自由を規定しているが、報道の自由には明示的に言及していない。政府はこれらの権利を概ね尊重した。

言論及び表現の自由：人々は日常的に政府を公然と、あるいは密かに批判した。しかし、ヒューマン・ライツ・ウォッチによれば、政府関係者を批判する又は国家警察に異議を唱える民間人を訴追するために、治安妨害及び名誉棄損罪に関する法律が用いられた。一部の事例において、地方当局が、観測筋から見れば政治的見解の表明と判断し得るような、ヘイトスピーチを禁ずる法律の下で人々を逮捕した。

2016 年 2 月 12 日に、デリー警察は、2016 年 2 月の抗議運動で「反国家的な」スローガンを叫んだ容疑で、ジャワハルラール・ネルー大学（Jawaharlal Nehru University）の学生自治会委員長のカンハイヤ・クマル（Kanhaiya Kumar）及び他の学生 7 人が逮捕された。この逮捕及びそれに続く行政処分は、他の大学構内で抗議運動が発生する結果を招いた。NHRC によれば、クマルは、2016 年 2 月 17 日の保釈審理に出廷したところ、裁判所で「暴言を吐かれ、身体的虐待を受けた」ということである。デリー高等裁判所は 2016 年 3 月に、クマル及び他の学生 2 人の保釈を認めた。これは 2016 年 8 月 26 日まで延期された。デリー高等裁判所は、2016 年 9 月 6 日に保釈を延期し、次の公判までクマルに対する行政措置を実施しないよう、大学の運営本部に命令した。

最高裁判所は 2016 年 9 月 5 日に、政府は、政府又はその政策を批判する個人を治安妨害で告発してはならないと述べた。この判決は、言論の抑制に向けたインド刑法に基づく治安妨害規定の使用制限を求めた、NGO、Common Cause が提出した請願に応えるものであった。

報道の自由：独立系メディアは概して、制限されることなく多様な見解を表明した。法律では、宗教的感情を傷付けるおそれのある、あるいは複数の集団間での反目を引き起こすおそれのある内容を禁じており、当局はこれらの法律を行使して、印刷メディア、放送メディア、そして書物の出版又は配布を制限した。

チャッティースガル州警察は 2016 年 3 月 21 日に、メッセージアプリケーション上で国家

警察を批判するメッセージを共有した疑いで、ダンチュワダ県（Dantewada）で、ジャーナリストのプラブハット・シン（Prabhat Singh）を逮捕し、情報技術法の下に告発した。チャッティースガル州警察は 2016 年 3 月 26 日に、プラブハット・シンの事案について質問したとして、ジャーナリストのディーパク・ジャイスワル（Deepak Jaiswal）を逮捕した。裁判所は、2016 年 6 月 6 日に、ジャイスワルに保釈を認め、チャッティースガル州高等裁判所は、2016 年 6 月 22 日にプラブハット・シンの保釈を認めた。

政府は AM ラジオ局に対する独占を維持し、また FM ラジオ局については娯楽的内容と教育的内容に免許を制限した。幅広く配信される民間衛星テレビ放送は、政府所有のテレビ放送網であるドアダルシャン（Doordarshan）にとって競争相手となった。複数州の政府が一部の書籍の輸入又は販売を、その内容について政府の検閲官が扇動的であると見なした、あるいはコミュニティ間の緊張又は宗教的緊張を助長するおそれがあるとの理由で禁止した。

暴力と嫌がらせ：一部のジャーナリストやメディア関係者が、自身の報道を背景に暴力や嫌がらせを受けた。2016 年 2 月に、アジアネット・ニュース（Asianet News）のアンカーを務めるシンドゥー・スーリヤクマル（Sindhu Sooryakumar）は、ヒンドゥー主義に関する討議の司会を務めた後、2,000 件を超える暴言の電話及び死の脅迫を受けたということである。警察は 2016 年 2 月 28 日に、この脅迫に関連して 5 人を逮捕した。

検閲又は内容の制限：2015 年 8 月に、中央映画検定委員会（Central Board of Film Certification）は、戦後のスリランカにおけるタミル人の生活を描いた Muttrupulliya という映画を、この映画は戦争を美化しているという懸念をめぐって認定を拒否した。映画会社は 2015 年 9 月に、映画検定上級審判所（Film Certification Appellate Tribunal）に CBFC の却下を上訴した。映画会社は 2016 年 3 月に、勝訴し、CBFC はこの映画の上映禁止令を取り下げた。

名誉毀損法：最高裁判所は 2016 年 7 月に、政治家ヴィジャヤイカーントが提訴したタミル・ナードゥ州裁判所からの上告を審査した。同氏は、公務員の代わりに名誉棄損訴訟を提起することを検察官に認める法律の合憲性に異議を申し立てていた。

最高裁判所は、州に対し、タミル・ナードゥ州の検察官が当時のジャヤラリタ州主席大臣のために提起した名誉棄損罪訴訟の一覧も提示するよう命令した。複数の報道によれば、

タミル・ナードゥ州が 2016 年 8 月 17 日に提出した一覧には、2011 年 5 月から 2016 年 7 月までに提出された事案 213 件が記載されていたということである。

国家安全保障：一部の事例において、政府当局は国の利益を保護する法律を引き合いに、報道内容を制限した。

Sakshi テレビは 2016 年 6 月 9 日に、Kapu カーストの Mudragada Padmanabham のハンガーストライキを放送したことで、アーンドラ・プラデーシュ州（Andhra Pradesh）での放送を 6 月 22 日まで停止された。N. Chinrajappa 副首相は、抗議運動は国内の法と秩序を混乱させる可能性があることを理由に、同テレビ局は、ハンガーストライキが終わるまで放送中止になると述べた。

ジャンムー・カシミール州は 2016 年 7 月に、市民暴動発生時の報道管制強化を通じて、州内の印刷会社の強制捜索を行い、出版を中止し、報道関係者を拘禁した。新聞の発刊に対する制限に加え、インターネット及び移動通信に対する制限も厳重であった。

非政府組織の影響：人権に関する国連特別報告者は 2016 年 6 月 16 日に公表した声明の中で、外国寄付規制法（FCRA）の「規定は、政府が支援するものと異なる民事、政治、経済、社会、環境又は文化的優先事項の擁護に関わる組織を黙らせる目的で、ますます頻繁に使われるようになっている」とする見解を表明した。この声明では、グリーンピース・インド（Greenpeace India）、ローヤーズ・コレクティブ（Lawyers Collective）及び Sabrang Trust 等の NGO に対する外国との財務取引免許の停止が強調された。

インターネットの自由

政府による、インターネットへのアクセスに対する制限、インターネットへのアクセスの妨害、そしてオンライン・コンテンツの検閲が多少行われていた。さらに、政府が時々、チャットルームや個人間通信など、デジタルメディアの使用者を監視していたという報告も複数あった。IT 法では政府がインターネットのサイトやコンテンツを阻止することを認めており、また政府が扇動的又は攻撃的と見なすメッセージの送信を犯罪に当たると規定している。中央政府と州政府はいずれも、コンピューター情報の阻止、傍受、監視又は解読について、指示を与える権限を有する。

最高裁判所は 2015 年に、IT 法第 66A 条を無効としたが、同条は 2012 年から 2015 年にかけて、ソーシャルメディア上で公表されたコンテンツを理由に数名が逮捕される結果をもたらしていた。NCRB のデータによれば、警察は 2015 年に第 66 条 A の下に 3,137 人を逮捕しており、比較したところ、2014 年の逮捕者は 2,423 人であった。2016 年 1 月 1 日時点で、IT 法の全条項の下に、1,575 人が収監されていた。最高裁判所は同法における、政府が一定のオンライン・コンテンツを阻止することを認める他の規定を支持した。同法第 69A 条の下、裁判所は政府の承認がなくてもコンテンツの阻止を命ずることができる。

中央監視システム（CMS）は 2013 年に予備的運用が開始されたシステムであるが、引き続き、政府当局が対象者又は裁判官に伝達することなく、電子通信を実時間で監視することを可能にしていた。CMS は、政府が所有する電気通信技術開発センターであるテレマティックス開発センター（Center for Development of Telematics）によりインストールされた、大規模電子監視データ・マイニング・プログラムである。CMS により治安機関や所得税務当局者は、電気通信網に集中アクセスすることができ、また携帯電話、固定電話及び衛星電話での通話や、ボイス・オーバー・インターネット・プロトコルでの通信を傍受及び記録し、私的な電子メール及びモバイル・テキストを読み取り、個人の地理的所在地を実時間で追跡することができる。当局はそれを利用して、裁判所又は議会による監督がなくても、ソーシャルメディア上で共有された投稿を監視したり、Google での使用者の検索履歴を追跡したりすることもできる。この監視施設は、諜報局（Intelligence Bureau）、研究分析局（Research and Analysis Wing）及び内務省を含む 9 つの治安機関が利用することができる。2015 年 5 月に、ミリンド・デオラ（Milind Deora）元通信大臣は、包括的なプライバシー関連法がない状況にあって、このシステムは十分に説明責任を果たすものではなく、言論の自由を侵害するおそれがある、という懸念を表明した。

市民自由団体であるフリーダム・ハウス（Freedom House）は、2015 年 10 月に、インターネット利用者の権利に関して、アクセシビリティ、コンテンツに対する制限及び個人の権利の侵害を含め、インドを「部分的に自由」とであると格付けする報告書を公表した。同 NGO の報告によると、政府は接続性、アクセス制限に関する事件、そして投稿内容を理由とするインターネット利用者に対する身体的攻撃について文書化された事件の件数を減らした。同報告書によると、2014 年 5 月から 2015 年 5 月にかけて存在した主なインターネット規制に、政治的、社会的及び宗教的なコンテンツの阻止が含まれていた。同報告書では CMS を、インターネットの自由における潜在的懸念と称した。

インターネット・コンテンツに関する政府規制では、「有害」なコンテンツや「侮辱的」コンテンツを含め多様な材料を禁じている。当局は禁止されたコンテンツを表示した検索エンジンに賠償責任を負わせることができる。当局はサイバー・カフェに対し、監視カメラの設置と、利用者のブラウジング活動記録を政府に提供することを要求している。

報道によれば、2016 年 1 月 6 日に、ケーララ州マラプラム県のアンワル・サディク（Anwar Sadiq）（当時 24 歳）は、ソーシャルメディアに投稿したコメントによる治安妨害で告発された。伝えられるところによれば、同氏は、パタンコート（Pathankot）空軍基地での対テロ作戦の実行中に殺害されたある軍士官についてコメントを掲載した。

複数の報道によれば、2016 年 3 月 25 日に、カルターナカ州パター市のある町で、インド対パキスタンのワールド T20 クリケット大会の開催時に、電話メッセージアプリケーションで「Pakistan Ki Jai」（こんにちは、パキスタン）に投稿したとして、学生 2 人が逮捕され、その後釈放された。

政府はインターネット企業に利用者データの提供を要請した。2015 年下半期を対象にフェイスブックが 2016 年 1 月に公表した透明性報告書によると、政府からの要請は 5,561 件であった。フェイスブックはこれらの要請のうち 51 パーセントに対応した。Google も最新の透明性報告書の中で、利用者データの共有を求める政府からの要請が増えたと報告した。

業界の複数の専門家によると、2016 年を通じて、国民の約 35 パーセントがインターネットにアクセスできる環境にあった。

学問の自由と文化的行事

希な例ではあるが、政府はインドを訪問する専門家及び学者の移動及び活動に制限を加えた。しかし、ほとんどの場合、政府は、国際学術会議及び交流を支援し、そのためのビザを発給した。

b 平和的集会及び結社の自由

集会及び結社の自由は法律の定めるところであり、政府はこれらの権利を概ね尊重した。

集会の自由

法律では集会の自由を規定している。当局はしばしば、行進やデモの際に事前の許可と通知を要求し、また地方自治体は概して、平和的抗議活動を行う権利を尊重したが、例外的にジャンムー・カシミール州では州政府が時々、分離独立派政党の公開集会の許可を拒否し、また治安部隊は時々、報告によると、平和的抗議活動に参加した政治団体のメンバーを拘留したり暴行を加えたりした（第1節 g 参照）。ジャンムー・カシミール州で市民暴動が発生した際、当局は刑事訴訟法を行使して公共集会を禁じたり、外出禁止令を発出したりした。

治安部隊は、地元警察を含め、デモを妨害したり、抗議者を分散させようとする際に過剰な武力を行使したりすることが多かった。

ダリットの博士課程の学生ロヒト・ベムラ（Rohith Vemula）の自殺後、警察は2016年3月22日に、ハイデラバード大学の本部に抗議する教員及び学生による抗議運動に対応した。複数の学生及び人権擁護 NGO の主張によれば、警察は過度の武力を行使した。この事件で、教員2人と学生36人が拘禁された。

国際会議の開催に対する制限がいくつかあった。当局は複数の NGO に対し、国際会議を開催する場合は内務省から承認を得るよう要求した。当局は通常、許可を出したが、場合によっては承認プロセスが長期間に及ぶこともあった。複数の人権団体の主張によると、この慣行は、NGO の仕事に対する暗黙の政治的支配を政府にもたらし、NGO における集会及び結社の自由を制限した。

結社の自由

法律では結社の自由を規定している。政府はこの権利を概ね尊重したが、政府は、外国の資金提供を受ける NGO の活動規制を強化し、これが懸念を引き起こした。例えば、政府は、一部の NGO の外国の資金について「事前の承認」を義務付けることもあれば、NGO の FCRA への登録更新を却下することもあった。

複数 NGO は、外国の資金で活動する NGO が「国益又は国民の利益」にならないと政府が

考える活動に従事することを禁止し、一部の市民社会組織の活動を阻害する規定が含まれる FCRA を政府が執行することに、引き続き懸念を示した。一部の NGO は、社会問題に取り組む組織又は政府又はその政策を批判する組織を威嚇する目的での、政治的動機による同法の執行に対する懸念を表明し、「国民の利益」及び「国益」等の、この法律の広義且つ曖昧な言い回しを使うことで、同法は濫用され放題だったと主張した。一部の多国籍企業及び国内企業も、場合によっては同法により、政府から義務付けられた企業の社会的責任上の義務を果たすことが困難となり、それは長期間に及ぶ複雑な登録手続が原因であると述べた。

複数の報道によれば、内務省は 2016 年 11 月初めに、25 の NGO の FCRA への登録更新を却下した。これには、Lawyer's Collective and Compassion International の 2 つの主要パートナーなどが含まれた。NGOの中には、外国からの資金移転について、政府の事前承認を義務付ける「事前許可」リストに記載されたものもあった。複数の NGOによれば、この行為は、NGO が国内で活動する可能性を脅かすものになるということである。

集会及び結社の自由に関する国連特別報告者は 2016 年 4 月に、FCRA は国際法、国際原則及び国際基準に適合しないと主張する法的分析を公表した。人権擁護団体、表現の自由及び結社の自由に関する国連特別報告者は、2016 年 6 月に、FCRA の撤廃を政府に要求した。

複数の報道によれば、政府は、外国との財務取引免許を停止する又は、NGO が適切な許可を受けずに外国の資金調達を受けたこと又は国内外の資金の流れを違法に併用したことを理由に NGO の口座を凍結する措置を講じたということであるが、一部の人権擁護団体の報告によれば、この類の措置は特定の NGO を標的にして用いられることもあった。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書 (*International Religious Freedom Report*)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

法律では国内移動、海外渡航、移住及び帰還の自由を規定している。政府はこの権利を概

ね尊重した。2015 年 8 月に、インドとバングラデシュとの間で交わされた歴史的な土地境界協定の実施により、以前は無国籍住民であった 50,000 名余りの人々に公民権が与えられ、教育や保健医療サービスを利用できるようになった。

政府は概して、一部の IDP、難民、帰還難民、庇護希望者、無国籍者及び、その他の憂慮される人々への保護及び支援の提供に当たって、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及び他の人道支援団体と協力した。政府は概して、非隣接国からの亡命希望者及び難民に限り、UNHCR が支援することを認めた。インドは多数の難民を受け入れ、これに 110,000 人のチベット人難民、有名なところではダライ・ラマ（Dalai Lama）が含まれる。

国内移動：中央政府はアルナカル・プラデーシュ（Arunachal Pradesh）州、ナガランド州、ミゾラム州、マニプル州、及びジャンムー・カシミール州の一部への外国人の移動制限を緩和したが、パキスタン、中国及びミャンマーから来た外国人は対象外であった。内務省及び州政府はインド国民に対し、特定の制限区域へ移動する場合は到着時に特別許可を取得するよう要求した。

治安部隊はしばしば、カシミール峡谷内の複数区域で、またニューデリーでの公共行事開催前、あるいは大規模なテロ攻撃発生後、車両検問所で旅行者の搜索や尋問を行った。

海外渡航：政府は、パスポート申請者が「国家の主権と品位を損ねる」活動に国外で関与した場合、交付を合法的に拒否することができる。

ジャンムー・カシミール州出身の国民は、パスポートの交付又は更新の大幅な遅れに直面し、時には最長で 2 年間も待たされることもあった。報告によると、政府はジャンムー・カシミール州で出生した申請者について、同州に配属された軍士官の子どもも含め、パスポート交付前に付加的な精査及び警察による審査を受けさせた。

国内避難民

当局は全国津々浦々に、ジャンムー・カシミール州、毛沢東主義者支配地域、北東部諸州（第 1 節 g 参照）及びグジャラート州での内戦によって故郷を追われた人々を含む、IDP の定住地を設けた。国際移動に関するモニタリング・センター（International Displacement Monitoring Center）の 2015 年 12 月 31 日以降の統計データによると、長年続いた地域紛争

により、少なくとも 612,000 人が故郷を追われた。紛争又は暴力によって避難民となった人々の数の正確な推定は困難であった。これは、避難民の動きの監視を担当する中央政府機関がなかった上、人道支援機関や人権機関がキャンプや被災地域にアクセスする機会が限られていたためである。当局や IDP キャンプ住民を登録した一方、キャンプ外で暮らす避難民の数は不明であった。多数の IDP が食料、浄水、避難所、そして医療を十分に与えられなかった（第 1 節 g に記載の IDP に関する付加的報告を参照のこと）。

毛沢東主義者に対する民兵組織の作戦により、チャッティースガル州のダンダカラニヤ（Dandakaranya）森で暮らすグッティ・コヤ（Gutti Koya）部族が移転を余儀なくされ、近隣のテランガナ州のカマム県やワランガル県に移住した。2014 年にアーンドラ・プラデーシュ州を分割して新たにテランガナ州が創設された後、州政府はグッティ・コヤ部族の集落があったカマム県の一部をアーンドラ・プラデーシュ州に移管した。

IDMC の推計によれば、IDP の数はチャッティースガル州がおよそ 50,000 人、テランガナ州が 13,820 人、アーンドラ・プラデーシュ州は 6,240 人であった。伝えられるところによれば、チャッティースガル州は、アーンドラ・プラデーシュ州の難民キャンプで暮らす IDP をチャッティースガル州の住民として認めず、アーンドラ・プラデーシュ州は難民にほとんど支援を与えなかったということである。先住民のアディバシ（Adivasi）の森林地開発プロジェクト及び農村から都市部に移動する傾向により、IDP の帰還は困難であった。

武力紛争又はコミュニティ間の武力抗争に起因する国内避難の問題に取り組む国家政策又は法律はなかった。IDP の福祉に対する責任は概して州政府と地元当局が担い、これがサービス格差や不十分な説明責任の要因であった。中央政府が IDP に提供する支援は限定的であった。IDP は NGO 及び人権団体にアクセスすることはできたが、アクセスも支援も、全ての IDP あるいはあらゆる状況に当てはまるわけではなかった。

難民の保護

1946 年外国人法には「難民」という用語が盛り込まれておらず、難民は他の外国人と同じ扱いである。インド国内での不法滞在は刑事犯罪である。関連書類を持たない難民は強制送還されやすく、また報告よると虐待の被害者になりやすい。政府は概して、難民が強制退去されないよう、あるいは人種、宗教、国籍、特定の社会集団への所属又は政治的意見を理由に身の安全又は自由を脅かされる事態に直面することになる国々へ難民が送還され

ないよう、保護を提供した。

庇護へのアクセス：法的枠組が存在しない状況にあつて、政府は時々、国際法に従い、人道主義的見地から見た状況に応じて庇護を認めた。このアプローチの結果、難民及び庇護希望者集団に対する保護基準に変動が生じた。政府はチベットやスリランカからの難民を認定し、また他の国々から来た人々については、難民地位判定に関する UNHCR の決定を尊重した。

UNHCR はインドに公式駐在していたわけではないが、政府は UNHCR 職員が都心部の難民と面会することを許可し、またタミル・ナードゥ州でスリランカ人難民の帰還支援業務を行うことを認めた。UNHCR は、非隣接国及びミャンマー出身の難民について、庇護希望者を登録し、難民の地位の決定を行った。当局は UNHCR がスリランカ人難民キャンプ、チベット人集落、あるいはミゾラム地域の亡命希望者に直接アクセスすることを許可しなかったが、庇護希望者がミゾラム州からニューデリーへ移動して UNHCR 当局者と面会することは許可した。UNHCR は、ミゾラム州の庇護希望者には接触しなかった。政府は概して NGO、国際人道支援団体、及び外国政府がスリランカ人難民キャンプ及びチベット人集落にアクセスすることを許可したが、ミゾラム地域での亡命希望者との面会は拒否した。UNHCR の推定によると、ミャンマーからニューデリーにきたロヒンギャ族とチン族の登録者数はそれぞれ 6,870 人と 6,855 人で、他にも推定で数万名の難民が未登録のままであった。

ミゾラム州で活動するチン人権機構、(Chin Human Rights Organization) の活動家によれば、ミゾラム州に居住するチン族の中には、新政府の就任後ミャンマーに帰還した者もいるということである。CHRO 及びその加盟団体は、人員減少に伴って、ミゾラム州での活動規模を縮小した。

スリランカ内戦終結後、政府はスリランカ人を難民として登録しなくなった。タミル・ナードゥ州政府はスリランカ人難民が自発的に帰国するための出国許可を出すことにより、UNHCR を支援した。

タミル・ナードゥ州がスリランカ出身のタミル人難民に提供した援助策は、タミル・ナードゥ州以外では利用できなかった。

デリー外の難民は、庇護申請を登録する費用及び時間が増えた。

難民に対する虐待：政府は、難民を嫌がらせの標的にしなかった。警察及び裁判所は難民を適切な方法で保護した。しかし、難民は、暴行、ジェンダーに基づく暴力、詐欺及び労働搾取等の、非政府主体による搾取を報告した。

ドメスティック・バイオレンス、性的虐待、そして早期結婚が依然として問題であった。性別に基づく暴力や性的虐待は、スリランカ人向けキャンプで日常茶飯事であった。多数の都市部難民が非公式部門で働くか、あるいは露天商などの職業に従事し、警察からの強要、賃金不払い、そして搾取に苦しめられていた。

雇用：政府は UNHCR に登録された多数の難民に就労許可を与えた。他の難民はインフォーマル部門で働き口を見つけた。雇用主による差別を報告した難民もいた。

基本的サービスの利用機会：インド政府は概して認定された難民及び庇護希望者に対し、住宅、初等及び中等教育、保健医療及び裁判所を利用する機会を認めたが、利用機会は州及び集団によってばらつきがあった。難民は公共サービスを受けられなかった。難民が利用機会を拒否される場合はたいてい、サービス提供者が難民の権利に無知であることが原因であった。UNHCR はたいてい、難民の利用機会に介入し、これを擁護することに成功した。2012 年、政府は UNHCR に登録された難民及び庇護希望者が、就労許可及び高等教育を受ける機会を得られることになる長期ビザの申請を行うことを許可するようになった。UNHCR は書類を携行しない庇護希望者のために、当該個人は UNHCR の事務所規程上の難民の地位の検討対象であることを示唆する登録時の書簡を提供した。

ミゾラム州在住の 80,000～100,000 名のチン族ミャンマー人は概して、住宅、教育及び保健のサービスは十分であると報告した。大部分のチン族難民は法的地位がなく、合法的に働くことができないため、基本的ニーズを満たすことができないことが多く、また依然として虐待、差別、嫌がらせを受けやすい状況であった。

2016 年を通じて、ハリヤーナー州（Haryana）のロヒンギャ族難民と一緒に活動している複数の NGO は、州が発行する身分証明書を持たないロヒンギャ族の子どもは公立学校への入学が困難であると訴えた。地元の学校当局者は、難民児童は全員、州発行の身分証明書があれば歓迎されると主張した。

政府は、ロヒンギャ族へ長期査証を交付する旨の 2012 年の内務省指令を十分に履行しなかった。このビザがあれば、難民は、教育サービス、保健サービス及び銀行口座に加え、正式な雇用へのアクセスも可能となる。

政府は、母子健康プログラム等のサービスを提供した。難民は必要に応じて、警察及び裁判所に保護要請を提示することができた。

スリランカ人難民は、タミル・ナードゥ州で就労を許された。しかし、伝えられるところによれば、警察は、選挙等の政治的に慎重な対応を要する時期には特に、突然の通告により、難民をキャンプに呼び戻し、難民又は庇護希望者に数日間キャンプに留まることを義務付けた。

政府は他の国の出身の難民の再定住は容認しなかった。

無国籍者

法律により、市民権は親から与えられ、国内での出生が自動的に市民権に結び付くわけではない。1950 年 1 月 26 日以降、ただし、1987 年 7 月 1 日より前にインドで産まれた人は誰でも、出生によりインドの市民権を取得した。1987 年 7 月 1 日以降にインドで産まれた子どもは、出生時点で片方の親がインド市民であれば、市民権を取得した。当局は 2004 年 12 月 3 日以降にインドで産まれた人々について、出生時点で少なくとも片方の親が市民であり且つ、もう一方の親が国内に不法滞在している者でなければ、市民であると見なした。当局は、1992 年 12 月 10 日以降に国外で生まれた人々について、出生時点で片方の親が市民であれば、市民であると見なしたが、2004 年 12 月 3 日より後に国外で生まれた子どもについては、出生後 1 年以内にインド領事館に登録された者を除き、市民と見なさなかった。当局は、特定の分類に該当する登録を通じ、また国内に 12 年間居住後の帰化を通じ、市民権を付与することもできた。報告によると、チベット人が時々、法的要件を満たしているにも関わらず、市民権の取得に苦労することがあった。

UNHCR 及び複数の NGO によると、インドは多数の無国籍住民を抱えていたが、その数について信頼できる推定はなかった。無国籍住民には、数十年前に現バングラデシュからインドに入国していたチャクマ（Chakma）族及びハジョン（Hajong）族及び 1947 年のイン

ドとパキスタンの亜大陸分断の影響を受けた人々が含まれた。

コルカタを拠点とするマハニーバン・カルカッタ・リサーチグループ（Mahanirban Calcutta Research Group）の推計によれば、UNHCR に登録されている者以外にも、およそ 45,000 人の未登録のロヒンギャがいるということである。

約 70,000 名の無国籍のチャクマ族バングラデシュ人が、アルナカル・プラデーシュ州で暮らしていた。2016 年 9 月 20 日に、最高裁判所は中央政府及びアルナーチャル・プラデーシュ州に対し、50 年近くも同州に在住しているチャクマ族及びハジョン族の市民権を考慮するよう命じた。1960 年代前半、チャクマ族とハジョン族の仏教徒が旧東パキスタン（現バングラデシュ）から、迫害を逃れてインドに来て、約 15,000 名がアルナカル・プラデーシュ州チャンگران（Changlang）県に落ち着いた。

ミゾラム州はこれまでは、ブルー（Bru）族の帰還の容認を拒否していたが、2016 年 5 月に、未成年者 11,500 人を含め 20,000 人を超えるブルー族の帰還計画を内務省に提出した。ブルー族 IDP は、ノース・トリプラ県内 6 箇所のキャンプに留まっていた。同省は 2016 年 7 月にミゾラム州の計画を承認した。

スリランカ人難民キャンプで生まれた子どもは、インドの出生証明書を交付された。インドの出生証明書だけでは難民がインドの市民権取得要件を満たさないが、難民はインドの出生証明書をスリランカ高等弁務団に提示して、スリランカ市民としての登録手続を開始することができる。難民キャンプで産まれたスリランカ人難民の子ども 27,000 人のうち、約 16,000 人がこれまでに、チェンナイ（Chennai）のスリランカ高等弁務団に出生証明書を提出した。

UNHCR 及び複数の難民擁護団体の推定によると、タミル・ナードゥ州で暮らすスリランカ系タミル人難民約 100,000 名のうち 25,000 名～28,000 名が、「ヒル・カントリー」と呼ばれるタミル人であった。スリランカの法律では「ヒル・カントリー」難民が宣誓供述書の提出によりスリランカの市民権を取得することを認めているが、UNHCR は、スリランカ政府が書類を処理するまで、当局はそうした難民を潜在的に無国籍と見なす可能性があると考えた。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法では市民に、秘密投票によって行われ、普遍的且つ平等な参政権に基づく自由且つ公正な定期的選挙を通じて政権を選ぶ能力を定めている。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：有権者は、2012 年にプラナム・ムカルジー（Pranab Mukherjee）を任期 5 年の大統領に選出し、そして 2014 年 5 月の総選挙におけるインド人民党率いる国民民主同盟連合の勝利に伴い、ナレンドラ・モディ（Narendra Modi）が首相に就任した。観測筋は、5 億 5,100 万人が参加したこれらの選挙を、散発的に暴力事件が発生したものの、自由かつ公正であったと捉えた。

インド選挙委員会（Election Commission of India）は、国内全域での中央レベル及び州レベルでのあらゆる選挙の管理を担当する、憲法で定められた機関である。複数の国際機関の報告によれば、同委員会は 2016 年 4 月のアソム州議会選挙及び 2016 年 5 月の西ベンガル州、ケーララ州、タミル・ナードゥ州及びポンディンシェリ連邦直轄領（Union Territory of Puducherry）の選挙で、同委員会は公正且つ効果的な監視を行った。

選挙委員会は州議会選挙に先立ち、タミル・ナードゥ州の様々な方面からおよそ 10 億ルピー（1,500 万ドル）を差し押さえた。

同委員会は、現金及び贈答品合せて 6,000 万ルピー（902,000 ドル）を差し押さえた後、アラバクリチ郡（Aravakurichi）及びタンジャーヴール県（Thanjavur）の投票を延期した。

政党及び政治的な参加：憲法では 18 歳以上の全ての市民に普遍的投票権を与えている。政党結成に対する制限あるいは、任意のコミュニティに属する個人が選挙プロセスに参加することへの制限もなかった。選挙法では政府の資源を政治運動に使用することを禁じており、選挙委員会は同法を効果的に執行した。選挙委員会のガイドラインでは、選挙前 48 時間以内の世論調査を禁じており、また（多段階選挙における）最終段階完了までは出口調査結果を公表してはならない。

女性及びマイノリティの参加：法律では地方議会の議席の 3 分の 1 を女性に留保している。宗教的、文化的及び伝統的な習慣や考え方が、女性が政治的役職に釣り合いの取れた形で参加することを妨げた。とは言え、女性は大臣、国会議員及び州主席大臣などの役職を含

め、多数の上位政治職に就いた。

憲法では、これまで周縁化されてきた集団を保護し且つ、国会下院に議席を提供するために、各州は州内での人口に比例する指定カースト及び指定部族の議席を用意しなければならないと規定している。これらの集団に属する候補者は、留保枠の選挙区内での選挙にのみ出馬することができる。少数派の候補者複数が、首相、副大統領、閣僚、最高裁判所判事及び国会議員に就任した。

一部のキリスト教徒やイスラム教徒がダリット（不可触民）として特定されたが、政府はダリットの割り当て分をヒンドゥー教徒、シーク教徒及びジャイナ教徒に限定した。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では政府のあらゆるレベルの公務員による汚職に対する刑事罰を規定している。しかし、当局者は頻繁に汚職慣行に関与し、刑事責任を免れた。2016 年を通じて、政府職員による汚職に関する膨大な報告が寄せられた。

汚職：汚職は政府のあらゆるレベルで発生した。CBI は、2016 年 1 月から 6 月にかけて、237 件の汚職事案を記録した。CBI は公共ホットラインとウェブ・ポータルを運営した。NGO が、警察による保護、学校への入学、水供給又は政府支援等の、複数のサービスを迅速化するための贈賄を報告した。2016 年を通じて、複数の市民社会組織は、抗議デモ及び汚職の話題を取り上げたウェブサイト等を通じて、一般市民に汚職への関心を呼び掛けた。

複数の報道機関、NGO 及び活動家が、請負業者、民兵組織及び治安部隊の間における、インフラ事業、麻薬取引、そして北東部諸州での木材密輸での繋がりを報告した。これらの報告では政治家、官僚、治安要員及び反政府グループの間の繋がりを申し立てた。マニプル州及びナガランド州では、州の官職を確保するために賄賂が支払われた容疑が、特に警察部門や教育部門で蔓延していた。

汚職は時々、政府職員による汚職疑惑を捜査するための政府プログラムを阻害することもあった。2015 年 7 月に、特別捜査班（SIT）は、制定法上の汚職対策機関であるロカユクタ（Lokayukta）所属の複数の当局者がカルナータカ州での潜在的汚職家宅搜索から身を守るために賄賂を遣り取りしたと申し立て、地方公務員を含む 10 人を逮捕した。これに対応

してカルナータカ州政府はロカユクタ法を改正し、汚職対策担当官を解任できるようにした。汚職オンブズマン司法官であるバスカー・ラオ（Bhaskar Rao）は 2015 年 12 月に辞任した。2016 年 8 月 4 日に、SIT はラオ司法官を、共同謀議及び汚職関連活動で告発した。

最高裁判所は 2015 年 7 月に、CBI に対し、学校の入学試験や州政府内の役職試験を実施する州政府機関である専門試験委員会（Professional Examination Board）（ブヤパム（Vyapam））内での不正について、マディヤ・プラデーシュ州政府による捜査を引き継ぐよう命じた。2013 年の捜査開始以来、この事件での逮捕者には 2,000 名を超える個人が含まれた。CBI は 2016 年 8 月に、60 人に対する苦情を申し立てた他、受験生 1 人及びこれになりすました個人 1 人を告発した。マディヤ・プラデーシュ州高等裁判所は、一部の被告に保釈を認めた。CBI は、過去 5 年間にわたって発生した 48 人の死亡事件も調査する意向である。これには、不正事件を報じたジャーナリスト 1 人が含まれる。

マハーラーシュトラ州のエックナス・カズ農業・歳入担当大臣は、妻と義息が関与した土地売買の汚職疑惑を受け、2016 年 6 月 4 日に辞任した。2016 年 6 月 5 日に、ディベンドラ・ファドナヴィスマハラシュトラ州首相は、退任した高等裁判所の判事を汚職疑惑調査に任命した。

資産公開：インド行政職（Indian Administrative Service）の官吏は全て、法律により、資産の公開を義務付けられる。選挙委員会及び最高裁判所はいずれも、立候補者に対する犯罪歴及び財務記録の公開義務を支持した。

法律では情報の一般公開を規定している。政府は情報請求への対応が遅いことが多かったが、一般市民は個人的文書、都市計画及び他の公共記録に、情報権利（R T I）オンライン・ポータル経由でアクセスすることができた。RTI 請求はインド市民に限られる。政府は請求 1 件につき 11 ルピー（16 セント）を課金した。国民は請求を拒否された場合、中央情報委員会（Central Information Commission）へ、さらにその後、適切な高等裁判所に上訴することができる。複数の活動家が、公共当局は RTI 法を適切に実施できないことがあり、また、農村住民は必ずしも同法の下で与えられる権利を知っているわけではない、という懸念を表明した。RTI 法の透明性の強化を確信する活動家もあり、国内全域の汚職活動を露見させるのに用いられたと述べた。2016 年 5 月の報道によれば、ラージャスターン州では中学生の教科書から、国内全域の情報の権利に関する章が削除されたということだ

ある。

第 5 節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

国内及び国際人権団体はほとんどが概して政府から制限されずに活動し、人権事件を調査して所見を公表していた。状況によっては人権団体が制限に直面することもあった。政府当局者は概して、NGO からの要請に応えた。社会的正義、持続可能開発、そして人権を唱導する、300 万余りの NGO が国内に存在した。政府は概して国内 NGO と会合し、問い合わせに応え、報告又は勧告に対応する措置を取った。NHRC は多数の NGO と協力的に取り組んだ。複数の NHRC 委員会が NGO に代表者を置いていた。ジャンムー・カシミール州内の人権監視団は人権侵害を文書化することができたが、報告によると治安部隊、警察及び反政府活動対策部門から時々、制約又は嫌がらせを受けることがあった。

一部の国際人権 NGO の代表者が時々、査証取得時に困難に直面し、また当局者による嫌がらせや制限により、資料を一般市民に配布する活動を制限されることも時々あったと報告した。

警察は活動家のティースタ・セタルバド (Teesta Setalvad)、ジャベド・アナンド (Javed Anand)、サリム・サンディ (Salim Sandhi)、フェロズ・グルザー (Feroz Gulzar)、モハメッド・パタン (Mohammed Pathan) 及びタンビル・ジャフリ (Tanvir Jafri) を横領容疑で告訴した。これは「正義と平和のための市民団 (Citizens for Justice and Peace)」(CJP) の創設者であるセタルバドが、2002 年のグジャラート州での暴動の被害者を追悼する記念碑を建てるために集めた 150 万ルピー (22,500 ドル) を不正利用したという、複数の資金提供者からの申し立てを受けてのことであった。最高裁判所は、グジャラート州の下級裁判所で何度も否認された被告人の先行保釈を認めた。グジャラート州政府は 2014 年 1 月、捜査結果を待つ形で CJP の銀行口座を凍結した。最高裁判所は 2016 年 8 月 17 日に、CJP の上訴への対応を求める通告を、グジャラート州に正式に提示した。

2015 年 7 月に、CBI は外国人資金提供者からの助成金の不正利用疑惑について、セタルバドとアナンドの 2 度目の捜査を開始した。最高裁判所は 2016 年 3 月 9 日に、セタルバド及びアナンドに対する一時保釈を延期した。複数の活動家の主張によれば、当局は 2002 年にグジャラート州で発生した暴動の被害者のための活動に対する報復措置として、起訴

したということである。

国連又は他の国際機関：政府は、北東部諸州及び毛沢東主義者支配区域への国連関係者の立入りを相次いで制限した。ゼイド・ラアド・アル・フセイン（Zeid Ra'ad Al Hussein）国連人権高等弁務官は2016年8月17日に、「重大な人権侵害の最近の申立てに対する重大な懸念」を踏まえて、UNHCR のジャンムー・カシミール州への立入りを政府が許可しなかったことに遺憾の意を表した。

政府の人権団体：NHRC は、中央政府により創設された独立した公平な捜査及び諮問機関であり、人権侵害事例の調査及び是正、並びに人権に関する一般市民の意識向上という、二重の任務を担う。NHRC は議会に対して直接の説明責任を負うが、内務省及び司法省と密接に協力する。NHRC は当局者による人権侵害あるいは、人権侵害防止の懈怠への対処、人権侵害の申し立てが関係する司法手続への介入及び、人権を侵害する何らかの要因（テロ行為を含む）の再検討という任務を担う。法律では NHRC が召喚状の発行、証言の強制、関連資料の提出、及び公共記録の請求を行うことを認めている。NHRC は虐待に対する適切な是正措置を、政府による殺害の被害者又はその家族への補償の形で勧告する場合もある。NHRC は勧告の実施を強制する権限及び、軍人及び民兵組織要員に対する申し立てに対処する権限は持たない。

複数の人権団体が、これらの制限が NHRC の仕事を阻害していると主張した。NHRC は捜査を開始し、報告書の提出を州に要請する権限を与えられているが、これらの要請を強制する能力、告発する能力、あるいは補償を付与する能力は持たない。NHRC は、軍隊による人権侵害を捜査することはできない。一部の人権 NGO が、NHRC が予算面で政府に依存していることや、1 年を過ぎた虐待事件を捜査しないという方針を批判した。一部の人々が、NHRC はあらゆる申し立てを登録するわけではなく、また事件を恣意的に棄却し、事件を綿密に捜査せず、違反者とされる者に訴状を回し、申立人を適切に保護していないと主張した。

29 州中 23 州が人権委員会を設けており、NHRC の指揮下で、独立的に活動していた。7 州では委員長が空位のままであった。一部の人権団体の申し立てによると、地元政治家が州委員会に影響力を及ぼし、その結果、NHRC に比べ公正な判決を下す可能性が低くなってしまうていた。

HRLN は、州の人権委員会を全国規模で査定した過程の所感として、州委員会はほぼ全て、少数派、市民団体又は女性の代表者が以内と述べた。HRLN の主張によると、これらの委員会は非効果的で、また時々、被害者を敵視したり、政治的任命によって阻害されたり、職員不足、資金不足の例もあった。

ジャンムー・カシミール州の委員会は、民兵組織治安部隊の隊員が犯した人権侵害容疑を捜査する権限を持たない。NHRC はあらゆる人権侵害に対して管轄権を有するが、軍隊が関係する一部の事件は例外である。NHRC は、北東部諸州及びジャンムー・カシミール州において、AFSPA の下で活動する内務省管轄の民兵組織部隊が犯した人権侵害事案の捜査権限を与えられている。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：法律では、女性が 15 歳以上の場合の配偶者による強姦を除き、強姦を非合法化している。処罰の範囲は禁固 2 年から終身刑、20,418 ルピー（306 ドル）の罰金、又はこれら両方である。公式統計によると強姦はインドで最も急増している犯罪であり、これは、強姦を届け出る被害者の意志の高まりが引き起こした結果であるが、観測筋は、強姦事件報告件数が過少であると考えた。強姦に対する法執行や被害者の法的償還が不十分で、法執行機関にとって負担が重く、問題に効果的に対処できない状況であった。警察官は時々、強姦被害者と加害者の和解に努め、場合によっては女性強姦被害者に加害者との結婚を勧める例もあった。NGO のローヤーズ・コレクティブ（Lawyers Collective）によれば、長期間に及ぶ審理、被害者に対する保護の欠如及び、証人及び被害者に対する不十分な保護は依然として大きな問題であった。最高裁判所がこの試験は被害者のプライバシーの権利を侵害するものだと裁決したにもかかわらず、医師は、強姦被害者の性的履歴を調べるために侵襲的な「二本指試験」を依然として行っていた。政府は 2015 年に、性的暴力の被害者の医学的検査を担当する医療専門家のための新しいガイドラインを導入した。これには、様々な段階での被害者の同意に関する規定が含まれた。一部の NGO はこのガイドラインによって事件の記録に改善が見られと主張した。一部の情報筋によれば、この指示に反して、医療専門家の多くは、性的暴力の被害者に関する国レベルのガイドラインを依然として認識していなかった。

ジャンムー・カシミール州、北東部、ジャールカンド州及びチャッティースガル州など紛争区域の女性のほか、脆弱なダリット又は部族の女性が、強姦被害者となる、あるいは強姦の脅威に曝されることが多かった。全国犯罪統計によると、他のカースト所属と比べ、襲撃者はダリットの女性に強姦を働く例が最も多い。

法律では家庭での女性に対する一部の形態の虐待について、口頭での虐待、情緒的虐待及び経済的虐待のほか、虐待の脅迫を含め、それらに対する保護を規定している。法律は、争議が継続する間、女性が配偶者又はパートナーと共有する世帯に居住する権利を認めているが、女性はパートナーの費用負担で収容施設を求めることができる。法律では女性に警察の支援、法的扶助、避難所及び治療の権利も与えているが、家庭内での虐待は依然、深刻な問題であった。法執行機関による保護の欠如や汚職の蔓延により、法律の実効性が限られてしまっていた。

女性・児童開発省（Ministry of Women and Child Development）は女性向け社会サービスの確立に向けたガイドラインを發布したが、資金、人員及び適切な訓練が足りなかったため、サービスの利用は主に大都市圏に限られた。一部の警察当局者は、特に比較的小さい町で、女性に対する犯罪について、特に相手が有力者である場合、事件の登録を躊躇した。

女性・子ども開発省は 2016 年 5 月 17 日に、今後 15 年から 20 年の公的措置に向けた女性の問題に対するロードマップとなる、「女性に関する国家政策 2016」を公表した。この政策は、複数の NGO 及び市民社会との協議を経て起草され、いくつかある問題の中で特に、サイバー攻撃、産休、栄養状態、教育及び配偶者による強姦の非合法化を扱っている。

ドメスティック・バイオレンスは依然として問題であり、全国家庭健康調査の結果、50 パーセントを超える女性は何らかの形の暴力を家庭で受けた経験があると報告したことが明らかになった。複数の擁護者の報告によると、多数の女性が家庭での虐待の通報を、社会的圧力を恐れて差し控えた。一部の NGO によれば、包括的なデータがなく、これが政策の立案及び適切な措置の実施の障害になったということである。ドメスティック・バイオレンスを「私的な問題」として扱う警察官の態度も、依然として NGO の懸念であった。

ジェンダーに基づく暴力は、ジャンムー・カシミール州の女性に降りかかる重大な問題の 1 つであった。同州の女性委員会（Commission for Women）によれば、2016 年の女性を狙った犯罪事件の届出件数は、2015 年に比べて、およそ 11 パーセント増加した。

誘拐、強姦、持参金絡みの殺人及び家庭内での逆値は依然として重大な問題であった。NCRB の指摘によると、そうした犯罪は過少報告の傾向にある。NCRB の推定によると、女性に対する犯罪の有罪判決率は 19.6%であった。女性を狙った酸攻撃は、死亡や恒久的な外観損失を引き起こした。NCRB によると、酸攻撃被害者数は 2014 年の 241 人から 2015 年には 27 パーセント増えて 305 人になった。

酸は一般的に家庭用洗剤として使用され、地元の市場で入手できる。2013 年に最高裁判所が全国規模での酸販売規制を命じたにも関わらず、報道によると、酸は手軽に入手可能であった。カルナータカ州女性委員会（Karnataka State Commission for Women）は 2015 年 6 月に、最高裁判所の指示に従って、酸及び灯油による攻撃の被害者に対する補償を、200,000 ルピー（3,000 ドル）から 300,000 ルピー（4,500 ドル）に引き上げた。支給額は被った被害の度合いと無関係である。2015 年 4 月に、最高裁判所は全ての民間病院に対し、酸攻撃被害者に医療支援を提供するよう指示した。2016 年を通じて、この政策が実施されたのはチェンナイであった。

酸攻撃に国内で初めて有罪判決が下されたのは 2016 年 9 月 9 日で、特別裁判所は、2013 年にムンバイの鉄道の駅で、23 歳のプリーティ・ラシ（Preeti Rathi）に致命的な酸攻撃を行ったことを理由に、アंकフル・パンワル（Ankur Panwar）に有罪判決を下した。中央政府は 2016 年 7 月に、豪華、酸攻撃、子どもに対する犯罪及びインドを経由する人身売買等の被害者に対する補償格差を提言するための、改正された中央政府被害者補償基金スキームを立ち上げた。このスキームは、ニルパーヤ基金（Nirbhaya Fund）に基づく 20 億ルピー（3 億ドル）の一括払いから開始され、酸攻撃の被害者に裁定 300,000 ルピー（4,500 ドル）の損害賠償を提供することになっている。被害者が 14 歳未満である場合は、補償額は 1.5 倍になる。

報道によれば、2016 年 2 月 22 日に、ハリヤーナー州（Haryana）に向かって国道を異動していた女性少なくとも 10 人が複数の暴徒に強姦された。申し立てられた強姦事案は、官職の留保枠を要求して、ジャート族コミュニティがハリヤーナー州、ウッタル・プラデーシュ州、ラージャスターン州及びデリー首都圏全域で行った一連の抗議運動の最中に発生した。ハリヤーナー州は、当初、申立てを否定したが、2016 年 8 月に、パンジャブ州及びハリヤーナー州高等裁判所に対し、警察の捜査により、強姦は発生したと思われることを

認めた。政府が任命した特別捜査班の報告書は裁判所に提出されたが、政府側の弁護人は、苦情申立てを提出するための証人が現れなかったと主張した。この弁護人は、裁判所に対し、調査は続いており、この事案に関連して 5 人が既に逮捕されていると述べた。

女性器切除／女子割礼 (FGM/C) : FGMC の慣行を扱う国内法はない。FGM/C の習慣に対処する国内法はない。複数の人権団体及び報道によると、ダウディ・ボーラ (Dawoodi Bohra) 派イスラム教徒の 70 パーセントから 90 パーセントが様々な形態の FGM/C を習慣としていた。2016 年 6 月 4 日に、ボーラ派の精神的指導者サイイダ・ムファダール・サディフディン (Syedna Mufaddal Saifuddin) は、宗教的純潔としての FGM/C の慣行及びコミュニティの女性及び女兒が担う宗教上の義務について初めて公の場で口を開いた。この発言に先立って、地元の会議は、法律で禁じられている FGM/C の実践の取りやめを求めるようボーラ派の構成員に要求する命令を公布した。2016 年 5 月 7 日に、ボーラ派の上層部に批判的な敵対者のサイイダ・ターヒル・ファクルディン (Syedna Taher Fakhruddin) は公式声明を出し、FGM/C を「女兒が成人期に達した時点でその自由な意志によってのみ許されるべき、非イスラム的でおぞましい慣行」と非難した。

その他の有害な伝統的慣行 : 法律では花嫁持参金の提供又は受領を禁じているが、一般世帯は依然、花嫁持参金の申し出と受領を続け、花嫁持参金を巡る争議が依然として問題であった。法律では花嫁持参金を要求する形での嫌がらせも禁じ、また治安判事に保護命令発布権限を与えている。NCRB の報告によると、当局は 2014 年に 23,587 名を、花嫁持参金絡みの死亡について逮捕した。

「スマンガリ (Sumangali) 制度」は推定 120,000 名の若い女性に影響を及ぼした。この制度は、「幸福に結婚した女性」を意味するタミル語に因んで命名され、結婚できるようになるための花嫁持参金代わりに収入を稼ぐ目的で女性又は少女が働くという、一種の債務労働形態である。見込まれる一括報酬は、80,000 ルピーから 100,000 ルピー (1,200 ドル～1500 ドル) の範囲が多く、3 年～5 年間の雇用が終わるまで保留される。しかし、時には報酬が一部しか、あるいは全く支払われない結果となることもあった。奴隷労働期間中、報告によると雇用主が女性に職場で激しい虐待を加えたり、移動の自由や通信の自由を厳しく制限したり、性的虐待、性的搾取、性的人身売買を行ったり、挙句には死なせてしまうこともあった。スマンガリ債務労働者の大多数は指定カースト出身者であり、雇用主は、ダリット、即ち最下層のアルンタティヤール (Arunthathiyar) 及びインド北部出身の出稼

ぎ労働者を特に、虐待した。当局はスマンガリが働く工場での労働組合を許可せず、また報告によると、一部のスマンガリ労働者は報復を恐れて虐待を報告しなかった。2014 年にバーン・ムヒル（Vaani Muhil）という NGO が行った事例研究では、労働者の健康問題や労働条件を記述し、報告によると身体的及び性的な搾取が行われていた。マドラス州高等裁判所は 2016 年 7 月に、スマンガリ制度の合法性を評価するよう、タミル・ナードゥ州に命令した。

ほとんどの州が花嫁持参金禁止担当官を採用したが、ミゾラム州とナガランド州は例外で、両州には花嫁持参金の伝統がないためであった。花嫁持参金禁止法（Dowry Prohibition Act）はジャンムー・カシミール州には適用されない。2010 年の最高裁判所の裁定により、全ての裁判所において、花嫁持参金絡みの死亡事件における被疑者を殺人罪で告訴することが義務付けられている。

所謂名誉殺人が、特にパンジャブ州、ウッタル・プラデーシュ州及びハリヤーナー州で依然として問題であった。これらの州では性別選択的妊娠中絶を背景に、女兒出生率も低かった。一部の殺害は、合法的立場のない、選挙に拠らないカーストに基づく村の集会である「長老会（khap panchayats）」など、伝統的なコミュニティの年長者による超法規的決定から生じていた。NGO の Center for Social Research は、ハリヤーナー州のいくつかの県で大規模な啓発キャンペーンを行い、2016 年を通じて、合議制の自治機関、カップ・パンチャヤット（Khap Panchayat）は、名誉殺人の問題を公に審議していなかったと述べた。2016 年 12 月に、ハンスラージ・アハー（Hansraj Ahir）内務副相は、議員に対し、2015 年に警察に届け出られた名誉殺人事案は 251 件で、名誉殺人を他の殺人と区別して計数するようになった 2014 年はこれに比べて 28 件であったと述べた。被告又はその血縁者によって引き合いに出される名誉殺人に最も一般的な法的根拠は、被害者が家族の意志に背いて結婚したというものであった。殺害の多くは、家族の成員によって報告されないか自然死又は自殺として報告されるかのいずれかであったため、名誉殺人の統計データは依然として検証が難しかった。

女性と少女が「デバダシ（devadasi）」というヒンドゥー教の神との象徴的結婚制度において、司祭や寺院後援者による強姦又は性的虐待、即ち一種の性的人身売買の被害者となっているという報告が複数あった。複数の NGO が示唆するところ、一般家庭が一部の SC の少女を強制的に寺院での性労働に送り込み、その目的は世帯の金銭的負担と見込まれる花

嫁持参金を軽減であった。一部の州では寺院で奉仕する女性や少女の売春又は性的虐待を抑止するための法律を定めている。これらの法律の執行は依然として緩く、この問題は蔓延していた。一部の観測筋の推定によると、450,000 人余りの女性や少女が寺院関連の性労働に関与していた。

魔術の罪に対処する連邦法はないが、当局は刑法の下での規定を、魔術を理由に告発された被害者のための代替手段として使うことができる。ビハール州、オリッサ州、チャッティースガル州、ラージャスターン州、アッサム州及びジャールカンド州は、他人を魔術の罪で告発する者を刑事罰の対象とする法律を可決している。2015 年 8 月に、アッサム州の立法府は満場一致で、「魔女狩り」を刑事犯罪とする法律を可決した。多くは、村民及び地方議会は通常、その村から告発された個人を追放したと報告した。懐疑的調査委員会（Committee for Skeptical Inquiry）というシンクタンクの報告によると、多数の告発や関連する暴力が、財産争いや地元の政治問題に根差している。

Partners for Law in Development on Contemporary Practices of Witch Hunting の 2015 年の調査によれば、調査のための実地調査が行われたチャッティースガル州、ビハール州及びジャールカンド州では、魔女狩りを禁止する特別法が行使されることはほとんどなかった。この調査によれば、暴力が高じて予防措置が講じられそうにない時点で、刑法に基づく措置が実施される可能性が多いということである。

ラージャスターン州で 2015 年の魔女害防止法案が可決されてから 1 年以上が経過したが、被害者は依然として判決待ち状態であった。公式の数字によれば、ビールワラ（Bhilwara）では、およそ 20 人の女性が、魔女容疑で告発された。複数の NGO によれば、1998 年から 2016 年までに発生した魔女狩り事案は 61 件であった。このうち 3 件では女性が死亡しており、この事案の被告は短期間の収監後保釈を認められた。NHRC は、ラージャスターン州のビールワラ県で、魔女容疑で起訴された女性の苦しい立場について、ラージャスターン州に通告を交付した。

寡婦に対する差別が国内全域で発生した。一部の文化的伝統によると、寡婦は悪の前兆であり、大抵は自分の家族に見捨てられた者である。多数の寡婦が極貧に陥り、生き延びるため物乞いに頼らざるを得なくなった。

セクシャル・ハラスメント：当局は職員数が 50 人を超える州レベルの全ての部局及び機関

に対し、「イヴいじめ (Eve teasing)」と呼ばれることが多いセクシャル・ハラスメントの防止及び対策を担当する委員会を運営するよう要求した。法律により、セクシャル・ハラスメントには 1 回又は複数回の歓迎されない行為又は振舞いが含まれ、例として身体的接触、性交の同意の要求、性を示唆する表記又は猥褻物の提示が挙げられる。苦情処理委員会の創設を怠った雇用主は、最大 50,000 ルピー (750 ドル) の罰金を科せられる。法律には虚偽又は悪意のある告訴に対する罰則も盛り込まれている。

性と生殖に関する権利：上質な生殖及び妊婦の保健医療サービス、熟練した助産師、妊娠の間隔を取るための避妊手段の利用機会の不足及び、危険な妊娠中絶によって、妊産婦死亡率は高い状態にあった。国連の推定によると、2015 年の妊産婦死亡率は生児出生 100,000 人当たり 174 人であった。女性の妊婦死亡の生涯リスクは、220 人に 1 人で、妊娠及び分娩中に死亡した女性は 45,000 人であった。登録長官 (Registrar-General) による、2013 年に公表された 2010-12 年版標本登録報告書 (Sample Registration Report) によれば、過去 3 年間の妊産婦死亡率が最も高かったのはアッサム州で、生児出生 100,000 人当たり 300 人であり、次いで、ウッタル・プラデーシュ州及びウッタラーカンド州 (ウッタラーカンド州) が高く、285 人であった。死亡率が低かったのは、ケ-ララ州の 66 件、マハーラーシュトラ州の 68 件及びタミル・ナードゥ州の 79 件であった。北東部諸州の多くで妊産婦死亡率の計算が難しく、これらの州では不十分なインフラ及び医療職員の訓練不足に悩まされていた。

法律によると、避妊に関する情報及びサービスは利用可能、アクセス可能、そして質的に信頼できるものでなければならない。公式政策では女性が避妊に関する情報やサービスにアクセスする権利を促進しているが、避妊に対する需要が満たされない度合いは依然として高い。国連の 2015 年の調査によると、15 歳から 49 歳の既婚女性の 13%は、現在より多くの子どもを持つことを希望しない、あるいは出産間隔を空けることを希望しているが、避妊手段を利用できない状況であった。

報告によると、一部の女性が、医療従事者の給与体系及び民間施設への保険金支払いを理由に、卵管結紮術、子宮摘出又はその他の形態の不妊化処置を受けるよう圧力をかけられた。この圧力は貧困層や下級カーストの女性に不相应な影響を及ぼしたようである。最高裁判所は 2016 年 9 月に、不妊化キャンプを 3 年以内に全面的閉鎖するよう命令し、高い罹患率及び死亡率という結果をもたらした危険且つ不衛生な状態に対する懸念に言及した。

政府は医療機関での出生の大幅な増加を達成したが、複数の報告によれば、保健施設は依然として、衛生状態及び患者の尊厳に対する配慮が標準以下であることが明らかなことに加え、労働負担が大きく、設備不足で且つ、供給不足の状態であった。

2012 年の保健・家庭福祉省による農村保健統計に関する報告書によると、コミュニティレベルの保健センターでは、婦人科医の職位の 70 パーセントが欠員のままであった。これらのセンターのうち、必要な人数のスペシャリストが揃っているのはわずか 13%であった。劣悪な保健インフラが不相応に、ホームレスの女性、部族の女性、茶農園又は非公式部門で働く女性、ダリットの女性及び女性障害者を含め、縁辺化された女性に影響を及ぼした。

政府は保健診療所及び地元 NGO が自由に、家族計画に関する情報を流布することを認めた。とは言え、インドは依然、避妊、不安全な妊娠中絶に関連する死亡、妊産婦死亡、そして強制的家族計画慣行について、強制的又は非倫理的な不妊化や、3 人以上の子どもを抱える女性の給付金制度利用機会を制限する政策を含め、ニーズを満たしていない状況が続いている。3 人以上の子どもを抱える家族を処罰する政策及び指針的イニシアティブは、依然として、7 州で実施されていたが、一部の当局はそれらを執行していなかった。一部の州では、子どもが 2 人以下の成人について、政府による公務職及び助成金の留保枠を維持しており、子どもが 3 人以上の成人については助成金及び保健医療の利用機会を低減した。

公選された地方公務員に二人っ子規制を採用する 11 州の 1 つであるラージャスターン州は、1992 年に同法を初めて採用した州である。この法律の撤廃又は改正に向けた州レベルの努力に反して、2016 年を通じて、状況の変化は見られなかった。この法律は、当初、家族規模を縮小する重点的方法とみなされたが、Ideas for India が行った 2015 年の調査によれば、出生率を下げる成果を示したが、男女比には悪影響を与えた。

出生率低減に向けた政府の取り組みは時々、強制的なこともあった。当局は一部の区域で医療従事者や保健施設へ、女性の不妊化の処置を実施する都度、一定額を支払い、また割り当て違反の審査も行った。一部の州では当局が、医療従事者が割り当てを達成できない場合は、減給又は解雇を仄めかして脅した。一部の報告によると、「出生率抑制シーズン」があり、医療従事者は 3 月 31 日の会計年度末までに不妊化処置の割り当てを達成するよう圧力を掛けられた。報告によると、複数の医師が、女性が不妊化に合意しない限り医療

サービスを差し控えた。

報告によると、女性は少なくとも男児を 1 人産んでから不妊化処置を受ける傾向が強まっていた。

国の保健当局者は、中央政府には人口問題に関する州の決定を規制する権限がないと指摘したものの、中央政府は州レベルの生殖保健プログラムに関するガイドラインを策定し、資金を拠出している。2005 年の最高裁判所の判決では中央政府を、州レベルでの不妊化サービスのための上質なケアを提供する責任があると見なした。ほぼ全ての州が「女兒促進」制度も導入した。これは性別選択への対処を意図するものであり、中には、親が給付金を受け取るための不妊化証明書を義務付けるものもあった。報告によると、行政上の障壁や、文書化に際しての多大な要求により、これらの制度は縁辺化された多数の家庭にとって利用困難な制度になってしまっている。

2013 年の全国健康調査によると、医療従事者は 15 歳から 45 歳の女性を 3 人に 1 人以上の割合で不妊化した経験があった。35 歳以上の女性は 2 人に 1 人の割合で不妊化処置を受けていた。女性の不妊化処置は大抵、20 歳から 35 歳の範囲で実施されるが、10 代の少女も 100 人に 1 人の割合で既に不妊化処置を受けていた。同調査によると、毎週平均 3 人の女性が、未熟な不妊化処置が原因で死亡した。政府は積極的に、女性の不妊化を数十年間にわたる家族計画の一形態として促進してきたが、その結果、女性の不妊化はインドで使用する全ての避妊処置の 63 パーセントを占めるに至った。HRLN は、政府によるカウンセリングや情報の提供不履行について、また家族計画補償制度について、政府の保健キャンプで不妊化処置に失敗した又は死亡した女性の代理として、十数件の事例を報告した。

避妊手段を利用する権利に対する正式な制限はなかったが、政府は時々、代替的な避妊形態の排除を目的に、女性の恒久的不妊化を促進した。政府や複数の NGO による反復的研究が示唆するところ、ほとんどの女性が、経口避妊薬、子宮内装具及びコンドームなど、公衆衛生制度を通じて紹介される非恒久的避妊形態の知識がほとんどなかった。報告によると、避妊手段の需要が最も満たされていないのは、子どもが 1 人いて、2 度目の妊娠を遅らせたいと考えている女性であった。複数の NGO からの報告では、全国の薬剤師が、特にマハーラーシュトラ州において、女性が合法的な緊急用経口避妊薬を窓口で入手する機会や、合法的な医学的妊娠中絶処方薬を入手する機会を制限していると主張した。

差別：法律では職場での差別を禁じ、同一労働同一賃金を義務付けているが、雇用主は時々、同じ仕事でも女性には男性より低い給与を支給したり、雇用及び借入申請において女性を差別したり、女性の昇進頻度を男性より下げることもあった。ビハール州を含め、多数の部族土地制度において、部族女性は土地所有権を否定されている。イスラム教の個人法は伝統的にイスラム教と女性の土地相続を規定しているが、女性へ配分は男性より少ない。資産や土地の所有権に関連する他の法律では、土地の使用、保持又は売却に関して女性に与えられる統制権がほとんどない。ケーララ州、メーガーラヤ州ラダク（Ladakh）県、及びヒマーチャル・プラデシュ（Himachal Pradesh）州などではいくつか例外があり、女性が家庭の財産を支配し、相続権を有する。

ビハール州は 2016 年 1 月に、州の全レベルの官職の女性枠を 35 パーセントにすることを承認した。

性差による偏見を伴う産み分け：最新の国勢調査（2011 年）によると、出生時男女比の全国平均は、1,000 対 943 であった。2011 年、0 歳から 6 歳の児童を対象とした全国の児童男女比は、男児 1,000 人に対して女児 918 人であった。男女比が最も小さかったのは 1,084 対 1,000 人のケーララ州で、最も高かったのは 1,000 対 877 人のハリヤーナー州であった。ある 2002 年の法律では産み分けを禁じているが、当局がそれを執行することは希であった。州が有罪判決を得ても、医師は必ずしも医師免許を失うわけでないが、医療評議会は 2015 年に、同法の下で有罪判決を受けたマハーラーシュトラ州出身の医師 6 人の開業免許を取り消した。

2015 年 10 月に、デリー首都圏は出生時男女比がデリー首都圏平均より著しく低かった 89 の病院及び診断センターに対し、「正当事由提示命令」通告を発行した。デリーでの平均男女比は男児 1,000 名につき女児 896 名である。デリー保健省が実施した調査結果によれば、上記の医療機関 89 ヲ所が示した男女比は、男児出生 1,000 人につき女児の生児出生が 285 人から 788 人の範囲であった。

国内各地の多数の NGO 及び一部の州は、産み分けの問題に対する意識向上、女児出生の促進及び、女児の殺害及び放棄の防止に向けて尽力した。

子ども

出生登録：法律では州政府における出生登録手続を規定している。国連児童基金（UNICEF）の推定によると、当局は毎年、国内での出生の 58 パーセントを登録している。市民権のない、又は未登録の児童は、その後の人生において、公共サービスの利用、学校への入学、あるいは身分証明書の取得が不可能となり得る。

教育：憲法では 6 歳から 14 歳の児童全員に無償で教育を提供するよう規定しているが、政府は必ずしもこの要件を遵守しなかった。プラタム（Pratham）という NGO の 2013 年版の年次教育調査では、小学校に入学した女子が実際に授業に出席した割合は、2013 年ではわずか 70 パーセントであったと主張した。同報告書の指摘によると、ウッタル・プラデーシュ州、ビハール州、マニプル州、西ベンガル州、ジャールカンド州及びマディヤ・プラデーシュ州に至っては出席率が 60 パーセント未満であった。11 歳から 14 歳の女子の未就学率が最も高かった。

社会的に恵まれない生徒の入学を学校が拒否しているという報告が多数あった。

児童虐待：法律では児童虐待を禁じているが、世話人による身体的虐待、ネグレクト、又は心理的虐待を処罰対象犯罪と認めているわけではない。あらゆる種類の虐待が、学校や制度的環境での虐待も含め、依然として日常茶飯事であった。政府は、児童虐待を禁じる公衆教育又は法の執行を怠ることが多かった。教師による体罰は禁止されているが、実際には頻繁に行われていた。

グローバル・パースペクティブ（Global Perspectives）という NGO の（2015 年）8 月の報告書によると、国内で虐待を受けた児童は 200,000 名であった。Journal of Anxiety Disorders（不安障害専門誌）誌が 2014 年に公表した、ジャンムー・カシミール州出身の 13 歳から 17 歳の若者 702 人に関する研究での報告によると、性的虐待を報告した男子の割合は女子よりも高かった（57 パーセント対 35 パーセント）。

政府は、国内 402 カ所の 640 のパートナーと協力して、抑鬱状態の児童向けに、通話料無料、24 時間対応の電話サービスを後援した。複数の NGO で構成されるネットワークが「チャイルドライン 1098 サービス（Childline 1098 Service）」に職員を派遣しており、この番号に子どもでも大人でも電話を掛け、医療、避難所、復旧、救出、後援及びカウンセリングを含め、即時支援を要請することができる。

助成・子ども開発省は 2016 年 8 月 26 日に、子どもの性的虐待の苦情申し立てをオンライン上で、極秘扱いで届け出るための「イーボックス」を立ち上げた。メーナカー・ガーンディー女性・子ども開発相によれば被害者は、家族成員、血縁者又は知己が加害者であることが多いために、概ね犯罪を届け出なかった。イーボックスは、国家児童の権利保護委員会（National Commission for Protection of Child Rights）のホームページ上に掲載されている。

早期結婚及び強制結婚：法律では法定結婚年齢を女性が 18 歳、男性が 21 歳と定め、裁判所に児童結婚を無効とする権限を付与している。また、児童結婚を実施、手配又は関与した者に対する罰則も定めている。NGO の評価では、早期及び強制結婚の報告は依然として少ない。当局は法律を一貫して執行せず、法律には女兒の強姦による強制結婚を扱う規定もなかった。宗教ベースの一部の個人法では、一般法よりも若い年齢での結婚を認めている。法律では 18 歳未満の女子と 21 歳未満の男子との間の結婚を「違法」としているわけではないが、そのような婚姻を取消可能と認識しており、これが裁判所での異議申し立ての根拠となる。結婚時点で未成年者であった側のみ、無効化を求めることができる。当該当事者がまだ未成年者である場合は、本人の後見人は無効化申請を提出しなければならない。当事者は成人になった時点で届け出ることもできるが、2 年以内に行わなければならない。複数の国際及び地元の NGO によると、こうした制限が事実上、既婚未成年者がほとんどの状況において法的救済方法がない状態にしている。

法律では全州に児童結婚の防止及び取り締まりを担当する常勤の児童結婚防止担当官を置くよう規定している。これらの担当官は、児童結婚が行われようとしている場合に介入し、法律違反を文書化し、親を起訴し、児童を危険な状況から排除し、そして地元の児童保護当局に送致する権限を有する。

UNICEF の「世界子ども白書 2016 年版（State of the World's Children 2016）」という報告書では、2008 年から 2014 年までに、女子の 47%が 18 歳未満で結婚しており、18 パーセントが 15 歳未満で結婚していた。同報告書によると、女性が若い時分に結婚するという状況がインドにおける高い幼児死亡率及び妊産婦死亡率に寄与しており、また観測筋は、早期に母親になることが、毎年 6,000 人もの若い母親の死亡に寄与しているのではないかと疑った。2005～2006 期に実施された直近の全国家庭健康調査では、15 歳から 19 歳の女兒の 6 人に 1 人が、少なくとも 1 回妊娠していることが分かった。

女性器切除／女子割礼 (FGM/C)：この情報は女性の箇所を提供した。

児童の性的搾取：法律では児童ポルノを禁じ、法定同意年齢を 18 歳と定めている。金銭を支払っての未成年者との性行為、未成年者の売春又は何らかの形態での「非倫理的性交渉」への勧誘、あるいは売春目的での未成年者の人身売買、これらの行為は違法である。違反者は禁固 10 年及び罰金を科せられる。

複数の NGO の報告によると、複数の主要都市の売春宿地区で 18 歳未満の児童が売春に関与していた。性的搾取目的での児童人身売買は、都市部でも農村部でも頻発した。内務省によれば、犯罪者は、自宅から失踪した後に行方不明となった、かなりの数の児童を人身売買している。

2012 年の性犯罪からの児童保護法 (Protection of Children from Sexual Offenses Act) の下に子どもの性的虐待を審理する特別裁判所は、デリー首都圏内 6 ヲ所のどの裁判所にもあった。しかし、市民社会団体によれば、取扱い件数は膨大で、これによって、判事が適時に事案に取り組む能力は制限された。審問は通常、次の審問日の日程の長期間の遅延で延期され、9 ヲ月遅れることもあった。

オリッサ州プリー (Puri) 市内のスラム街で活動する NGO の Gopabandhu Seva Parishad は 2016 年 3 月に、子ども相手のセックスツーリズムによって、観光地は引き続き賑わっていた。NGO の主張によれば、8 歳から 13 歳の男児は女児よりも性的虐待の対象になりやすかった。同 NGO の記録によれば、2013 年から 2015 年にかけて地元コミュニティと交流した期間に、106 件もの虐待事案が発生した。

マハーラーシュトラ州は 2016 年 11 月 5 日に、女生徒 2 人以上が校内で強姦された報道を受けて、バルダーナ県 (Buldhana) にある部族の子どものための公立の寄宿学校を閉鎖した。政府はこの学校の教員及び事務員全員を停職処分にし、警察は、事務員、教員及び元村議長を含む 15 人を逮捕した。

児童兵士：軍に従軍している 18 歳未満の国民の数について、入手可能な情報はなかった。NGO の推定によると、少なくとも 2,500 人の子どもが毛沢東主義者支配地域で武装反政府グループに加わっていた。政府が支援する反毛沢東主義者の村の防衛隊も児童を徴用して

いるという申し立てが複数あった。伝えられるところによれば、北東部諸州の毛沢東主義者やジャンムー・カシミール州のイスラム教徒グループを含め、武装反政府グループは子どもを使用していた（第 1 節 g 参照）。

故郷を追われた児童：故郷を追われた児童は、難民、IDP、そして路上生活児童を含め、政府によるサービスの利用機会制限に直面し（第 2 節 d も参照のこと）、また多くの場合、医療、教育、適切な栄養、又は避難所を得ることができなかった。雇用主はしばしば、そうした児童に対し、大抵は身体的及び性的な虐待を加え、また児童をくず拾い（リサイクル材料を集めるためのゴミ選別）など危険な仕事を強制的にやらせた。

施設に収容された子ども：手ぬるい法執行や、保護措置の欠如は、多数のグループホームや児童養護施設における刑事免責の風潮を助長した。複数の NGO の申し立てによると、そうした児童保護施設の多くが、政府の監督又は承認を経ずに運営されている。法律により義務付けられている通りに、児童権利保護を担当する委員会を設けていたのは、わずか 14 州であった。2016 年 4 月 15 日に、テランガナ州カリームナガル県（Karimnagar）の公営児童養護施設に設置された監視カメラのビデオ映像によって、女性養護職員 2 人が、食事を食べなかった罰として、3 人の子どもに熱したスプーンを押し付ける様子が公開された。県当局は、養護職員 3 人を停職処分にし、警察はその後、主犯の 2 人を逮捕した。子どもは治療及び養育目的で別の養護施設に移動された。

ロヒンギャ族難民と一緒に活動しているカルカッタ・リサーチ・グループ（Calcutta Research Group）の報告によると、警察は西ベンガル州のインド／バングラデシュ国境で拘留された複数の家族を、家族との面会機会が限られる複数の少年院（Juvenile Justice Homes）に児童を収容することにより、離散させた。

国際的な子の奪取：ミャンマーは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。以下の URL で公開されている国務省の親による子の奪取に関する年次報告書を参照のこと。

travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html

反ユダヤ政策

4,650 人のユダヤ教団出身のユダヤ人集団は、2016 年を通じて、反ユダヤ的行為を報告し

なかった。ムクタル・アッバース・ナクヴィー（Mukhtar Abbas Naqvi）マイノリティ問題相は 2016 年 5 月に、中央政府はユダヤ教徒を少数教団と宣言したことはないと言議員に述べた。マハーラーシュトラ州は 2016 年 6 月に、ユダヤ教団に少数教団の地位を与える国内 2 番目の州になった。この措置により、ユダヤ教徒は国勢調査で個別に計数されるようになる。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

憲法では障害を、禁止される差別の根拠として明示的に言及していない。障害者法（Persons with Disabilities Act）では視覚障害、聴覚障害、ハンセン病、運動障害、発達障害及び精神障害を含む様々な障害を持つ個人に、平等な権利を与えている。法律では複数のプログラムの実施を、政府の「経済的許容力及び発展」に結び付けている。障害者法では政府当局に対し、アクセスを促進するよう促しているが、不遵守の場合について具体的な執行規定又は制裁措置が全く盛り込まれていない。

全国障害者雇用促進センター（National Center for Promotion of Employment for Disabled People）の所長によると、法律では障害者を、障害者特有の権利を有する人々ではなく、むしろ社会的保護と医療を必要とする人々と捉えている。

雇用、教育及び保健医療の利用機会における障害者差別は、特に農村部で蔓延していた。コルカタ高等裁判所は 2013 年に、州政府に対して道路及び建物に出入りしやすくする措置を講じることを義務付ける命令を出していた。公共の建物及び輸送機関は全て、障害者にとって利用しやすいものであることとする旨の法制に反して、出入り手段は限られていた。建物及び道路への立入り可能性に関する公共利益ファイル（Public Interest File）は、最高裁判所で審理中であった。

学校識字教育庁（Department of School Education and Literacy）のプログラムにより、障害を

持つ学生向けの特別な教育者及び資源センターが提供された。これらの学生が教育制度に包含された状態を保っていたか、あるいは教育制度はこれらの学生の教育に必要な個人化された支援を一切否認したかという疑問について、利用可能なデータはなかった。法律では主流の学校が障害を抱える児童を受け入れることを認めているが、主流の学校は依然、包含的教育の訓練を積んだ教師、資源材料及び適切なカリキュラムが十分に備わっていない状態であった。

2016 年 4 月 11 日に、ラージャスターン州ジャイプル市（Jaipur）近郊の公営の療育施設で、子ども 7 人を含む複数の障害者が、伝えられるところによれば、汚染水を飲んだ後、死亡した。NHRC は、ラージャスターン州に、この施設の維持管理を怠ったことについて通告を交付した。

法律ではさらに、あらゆる教育の場において、障害者のために 3 パーセントの留保枠を定めているが、障害を抱える学生は、社会正義・権限付与省（Ministry of Social Justice and Empowerment）によると、推定で全学生の 1 パーセントを占める程度であった。

一部の学校は障害を抱える児童を区別するか、又はインフラ、機器及び熟練職員の不足を理由に入学を拒否する状況が続いていた。社会正義権限付与省は引き続き、障害者が高等教育を追求するための奨学金制度を提供した。障害を抱える学生の大学進学率は、利用不能なインフラ、限られた資源、3 パーセントの就職留保枠の不実施及び、嫌がらせを等の複数の理由によって、依然として低かった。

保健家庭福祉省の推定によると、国民の 6 パーセントから 7 パーセントが精神障害又は心理社会的障害を経験していた。精神障害者のうち 25 パーセントがホームレスで、また農村部では多数の人々が現代的な精神医療施設を利用できない状況にあった。複数の障害者権利活動家の推定によると、4,000 万人から 9,000 万人の障害者が存在していた。連邦政府が運営する精神衛生施設は 3 ヲ所あり、他に、州立精神病院が 40 ヲ所あった。障害者権利拡大局（Department of Empowerment of Persons with Disabilities）の 2016 年の年次報告書及び 2011 年の国勢調査のデータによれば、2015 年 8 月時点で、障害者の 49.5 パーセントが障害者証明を交付されていた。

一部の精神衛生施設に収容された患者は、食料不足、不十分な衛生状態、そして不十分な医療に直面した。ヒューマン・ライツ・ウォッチの報告によると、障害を抱える女性及び

少女が時々、自分の意志に反して精神病院に強制入院させられた。

2016 年 8 月 18 日に、NHRC は、バーハンプール精神病院（Berhampore）の入院患者 430 人について申し立てられた危険な状況について、西ベンガル州に通告を発した。NHRC は、精神障害を持つ男性及び女性が数ヵ月間にわたって、入浴又は髭剃りをしない状態にあり、しかも、不衛生な床に着替えもせずに横たわっているというある NGO の報告を検討した。NHRC は、州が運営する全ての精神病院について、特別報告者及び主席次官からの状況報告書を要求した。

精神障害者はほとんどが公立保健施設に依存し、治療又はコミュニティ支援サービスが必要な人々のうち、そうした支援を受けられたのは半分にも満たなかった。

複数の障害者が、航空機での移動時に障害に基づく差別を禁ずるガイドラインが定められているにも関わらず、空港で中央産業治安部隊（Central Industrial Security Forces）から差別を受けたと報告した。

法律では、官職に、身体障害者、聴覚障害者又は視覚障害者向けの留保枠 3 パーセントを規定している。最高裁判所は 2016 年 6 月 30 日に、障害者に権利を付与する政策の施行は依然として不十分であると判断し、障害者に対する官職留保枠を以前より高い階級の政府用役に制限する中央政府の過去の条例を却下した。最高裁判所は、政府に対し、3 パーセントの留保枠を政府の全職位に拡大するよう命令した。ジテンドラ・シン（Jitendra Singh）人事・苦情・年金相（Personnel, Public Grievances, and Pensions Minister of State）は 2016 年 8 月に、障害者のための政府の特別採用活動が 2015 年 5 月に発足し、これにより、欠員状態であった 15,831 の職位に、12,377 人が採用されたことを議員に伝えた。各省庁に障害者が占める割合に関するデータによれば、2012 年 1 月の中央政府全 78 局の職員 7,368 人から、2015 年 1 月には、中央政府の全 58 省庁の職員は 20,520 人に増加した。

政府は引き続き、欠員補充数を増やすべく、様々なプログラムや NGO パートナーに資金を配分した。民間部門においては、政府が民間企業に対して、5 パーセント超の障害者就職枠を設けるべきとするインセンティブを掲げているにも関わらず、障害者の雇用率は依然として低かった。

2016 年 2 月に、複数の障害者擁護団体は、「タミル・ナードゥ州の「貧困障害者年金制度」

の「貧困」という表記の記載に反対して、チェンナイで抗議運動を行い、年金受給資格条件の緩和を要求した。市民社会によれば、2016 年 2 月 17 日に、多数の身体障害者を含む、数百人の抗議者が拘束され、出入り設備のないスタジアムに内に収容された。警察は、抗議運動者を釈放したが、数百人は留まることを選んだ。2016 年 2 月に、タミル・ナードゥ州の社会福祉・栄養的食事局（Social Welfare and Nutritious Meal Program Department）は、適格性基準を修正し、法律の名称から「貧困な」を削除した。

国籍／人種／少数民族

国勢調査では国民を人種又は民族集団ではなく、使用言語別に分類していた。伝統的に、社会の大まかな区分は複数のカースト又は部族に分かれて体系化される。カーストは複雑な社会階層制度であり、伝統的に儀式的な純粋性及び職業を決定付ける。憲法では 1949 年にカースト差別を禁じている。カースト及び部族の登録は、政府が下級カーストの人々に権限を付与するためのプログラムを実施するため、確定的措置プログラムを目的に継続していた。法律では不利な立場のカースト及び部族を、特別な割り当てや便益を目的に特定する権限を大統領に付与している。カーストに基づく差別は依然、特に農村部で蔓延していた。インド国家応用経済研究評議会（Indian National Council of Applied Economic Research）とメリーランド大学が 2014 年に実施した調査によると、インド人世帯の 27%がカーストに基づく不可触民制度を習慣としており、これが最も顕著に認められたのはマディヤ・プラデーシュ州、チャッティースガル州、ラージャスターン州、ビハール州及びウッタル・プラデーシュ州であった。

「ダリット」という用語は「抑圧された」又は「押し潰された」という意味のサンスクリット語に由来し、ヒンドゥー教のカーストにおける最下層である指定カースト（SC）として見なされる社会に属する人々を指す。多数の SC メンバーが依然、教育、就職、司法へのアクセス、移動の自由、そして様々な制度及びサービスへのアクセスを含め、社会的進歩手段に対する障壁に直面し続けていた。2011 年の国勢調査によると、SC に属する人々が人口に占める割合は 17 パーセント（約 2 億人）であった。

法律ではダリットの保護を規定しているが、保健医療、教育、寺院参拝及び結婚など、様々なサービスの利用における暴力や著しい差別の報告が多数寄せられた。ダリットの多くは栄養障害であった。奴隷労働者はほとんどがダリットであった。ダリットは自分の権

利を主張すると攻撃の被害者となることが多く、特に農村部で顕著であった。上位カーストの地主のために働く農業労働者同様、報告によると、ダリットは働いても金銭報酬をもらえないことが多かった。国連人種差別撲滅委員会（Committee on the Elimination of Racial Discrimination）からの複数の報告書に、ダリットの女性に対する超法規的処刑及び性的暴力を含め、ダリットに対する体系的虐待が記載されていた。ダリットに対して行われた犯罪は、報告によると、処罰されないことが多く、それは当局が犯人の訴追を怠る、あるいは被害者が報復を恐れて犯罪を通報しないからであった。

複数の NGO が差別の蔓延を報告し、例としてダリットが公共通路を歩くことの禁止、履物を履くことの禁止、上位カースト居住区域で公共水道水の利用禁止、一部の寺院での祭典への参加の禁止、公営プールの使用禁止、あるいは特定の火葬場の使用禁止が挙げられる。例えば、グジャラート州では、伝えられるところによれば、ダリットは寺院への立入りを拒否され、教育及び雇用機会を拒否されたということである。2016 年 6 月 3 日に、オリッサ州では、上位カーストの群衆がダリットの住宅 11 棟を焼打ちしたということである。ある人権擁護 NGO は報告書の中で、上位カーストの村民が芝居でダリットを風刺的に描写したことをめぐる 2016 年 2 月の紛争に起因して、放火が発生したと述べた。警察は、指定カースト・指定部族〈残虐行為防止〉法 The Scheduled Castes and Scheduled Tribes〈Prevention of Atrocities〉Act の下に 19 人を FIR に告発したが、逮捕はしなかった。

複数の NGO の報告によると、ダリットの学生は時々、カーストを理由に一部の学校への入学を拒否されたり、あるいは入学前にカースト証明書の提示を要求されたりした。学校当局者がダリットの児童が朝の礼拝に参加することを禁止したり、ダリットの児童には教室で後方に座るよう要求したり、あるいは学校のトイレ掃除を強制する一方でそのトイレを使用することを禁じたりしたという報告が複数あった。さらに、教師がダリットの児童の宿題の添削を拒否したり、ダリットの子どもに昼食の支給を拒否したり、ダリットの子どもを上位カースト家庭の子どもと区別して座らせたりしたという報告も複数あった。ヴィジャイ・サンプラ（Vijay Sampla）社会正義・権限付与相は 2016 年 4 月に、議員に対し、政府は、教育機関におけるダリットへの残虐行為に関するデータはなかったと述べた。

2016 年 1 月 17 日に、ハイデラバード大学の博士課程の学生ロヒト・ベムラが自殺を図った。ベムラは他の 4 人の学生と共に、別の生徒を殴った疑いで停学処分になっていた。ベムラの自殺をきっかけに、全国各地で学生及び活動家による抗議運動が勃発し、高等教育

改革によるカーストに基づく差別の禁止を要求した。人材開発省（Human Resource Development Ministry）は、事実調査委員会を設立した。委員会は、大学構内での「社会的及び経済的弱者に属す学生に見られる喪失感及び差別意識」の存在を認識した。

連邦政府及び州政府は、より上質な住宅を、学校での座席、政府機関への就職、そして食料補助へのアクセスを SC メンバーに提供するためのプログラムの実施を継続したが、批判筋の主張によると、これらのプログラムの多くが、不十分な実施及び／又は汚職に悩まされていた。

手作業による清掃、即ち動物又は人間の排泄物をダリットが始末するという習慣が、法律で禁止されているにも関わらず続いていた。複数の NGO 活動家の主張によると、選挙で選ばれた村議会が手作業清掃員の大多数を、他の下層階級又はダリットに属する人々から雇用していた。メディアは定期的に、保護具を着用せずにマンホールや下水路を清掃する人々の記事や写真を公表した。少数派の問題に関する国連特別報告者の 2016 年 3 月の報告によれば、地方自治体及び市町村は、法律上禁止されているにもかかわらず、手作業による清掃員を相次いで雇用した。当局者はこれに対し、この特別報告者の任務は「ナショナルマイノリティ又は少数民族、少数宗派に属す個人の人権促進であり、従って、カースト集団には適用できないものであり、任務の超越であると反論した。

ヒューマン・ライツ・ウォッチの報告によると、手作業清掃員の子どもが村の学校で差別、侮辱及び隔離に直面していた。彼らの仕事は大抵、手作業清掃員を感染に曝し、その結果、皮膚、眼、呼吸器系及び胃腸系に影響が及んだ。複数の保健実務者が示唆するところ、そうした細菌に曝された児童は健康な体重を維持できず、発育不良に苦しむことが多い。

法律では清掃員の雇用又は乾式（非水洗）トイレの建設を禁じており、罰則の範囲は 1 年以下の懲役、2,000 ルピー（30 ドル）の罰金又は両方である。とは言え、インド鉄道（Indian Railways）はしばしば法律に違反しても処罰を受けなかった。この国営企業は、約 30,000 両の客車に開放排出式トイレを装備しているため、軌道を清掃するために手作業清掃員を雇うのは「やむを得ない」と認めた。インド鉄道は密閉式トイレの設置を提案したが、実施期限が決められていない。

法律では清掃員の雇用又は乾式（非水洗）トイレの建設を禁じており、罰則の範囲は 1 年以下の懲役、2,000 ルピー（30 ドル）の罰金又は両方である。とは言え、インド鉄道

(Indian Railways) はしばしば法律に違反しても処罰を受けなかった。この国営企業は、約 30,000 両の客車に開放排出式トイレを装備しているため、軌道を清掃するために手作業清掃員を雇うのは「やむを得ない」と認めた。インド鉄道は密閉式トイレの設置を提案したが、実施期限が決められていない。

18 世紀から 19 世紀にかけて奴隷としてインドに連れてこられた、東アフリカ出身のバンツー族の子孫が大半を占める、アフリカ系インド人、つまり「シッディス (Siddis)」は 50,000 人を超える。複数の NGO によれば、シッディスは主に、カルナータカ州、マハーラーシュトラ州、アーンドラ・プラデーシュ州、西ベンガル州及びグジャラート州に居住しており、2003 年に「指定部族」に分類されたが、依然として、国内で最も貧困で、最も隔離された、経済的に恵まれない集団の 1 つであった。NGO によれば、シッディスはコミュニティ外で行為範囲に及ぶ人種差別を受け続けている。

2016 年を通じて、アフリカ人を狙った襲撃事件が複数報告された。2016 年 1 月 31 日に、35 歳のインド人女性が、スーダン人の運転する車に轢き殺されたと伝えられた。近隣住民は、容疑者が逃げようとしたため、車に火を放った。住民はその後、タンザニア人女性と他の隔世 2 人が現場を通り過ぎようとしたところ、その女性を車から引きずり出した。女性は、追い回され、衣服を剥ぎ取られ、性的虐待を受けた。タンザニア高等弁務官 (Tanzanian High Commission) は苦情申し立ての届け出を行い、スシュマ・スワラージ (Sushma Swaraj) 外務相及び K.シダラマイア (K. Siddaramaiah) カルナータカ州首相に調査を開始するよう働きかけた。外務省及び内務省は、近隣地域で、アフリカ系インド人が居住する近隣地域に主眼を置く、人種差別感受性強化プログラムを立ち上げた。

先住民族

憲法では、不利な立場にある先住民族集団の社会的、経済的及び政治的権利を規定している。法律では先住民族の特別な地位を規定しているが、当局は彼らの権利を否定することが多かった。国内に 700 余りの ST が居り、また 2011 年の国勢調査の結果、ST メンバーの人口は 8,430 万人で、総人口の約 8% を占めることが判明した。2011 年に行われた予備調査の結果、ST 及び SC に属す人々が貧困世帯全体の半分を占めることが分かった。特に脆弱な部族集団が 75 あり、これらの部族は原始的技術、人口の停滞又は減少、極めて低い識字率、そして自給自足レベルの経済が特徴である。

先住集団が州人口の大多数を占める北東部諸州のほとんどにおいて、法律が部族の権利を規定しているが、一部の地方自治体はこれらの規定を無視していた。法律では、他の州出身の市民を含め、如何なる非部族民も、政府が定めた内側境界を有効な許可証なく横断することを禁じている。いかなる個人も、保護対象区域から無許可で、ゴム、蠟、象牙又は他の林産物を持ち出してはならない。部族当局は、非部族民への土地売却を承認しなければならない。

家事労働者として雇用された部族女性がしばしば、適切な給与を支給されない上、性的搾取から保護されないという報告が複数あった。部族の土地の奪取が、この習慣に対処するための努力をよそに、ほぼ全ての州で相変わらず続いていたが、これは企業や民間当事者が地元政府に対する政治的圧力を行使し続けたためであった。土地奪取によって避難民となった人々は概して、適切な補償を受けなかった。

部族運動は、部族の土地や財産の保護を要求した。複数の地元活動家の主張によると、当局は依然として、森林法の下での部族や農村住民の権利を無視した。同法の執行が弱いために、開発に先立って部族や農村住民が情報を与えられた上で自由に同意することを妨げられることが多かった。

ST に属す人々が多数を占め、反政府勢力が攻撃したチャッティースガル州カーンケール県の鉄鉱石鉱山の採掘に反対する地元村民によれば、国境治安部隊の民兵の数が増えたということである。採掘に森林地を利用することに抗議した村民は、恣意的な拘禁、逮捕及び毛沢東派（ナクサライト）反政府軍との結託という濡れ衣について苦情を申し立てた。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

法律では同性同士の性行為を犯罪としている。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、性同一性障害者及び性転換者（LGBTI）の人々は、身体的攻撃、強姦及びブラックメールの被害に遭った。一部の警察が LGBTI 者に対する犯罪を働き、また被害者が事件を通報しないよう脅すため、逮捕を仄めかして脅迫した。複数の州が、NGO の助けを借りて、警察向けの教育及び感受性トレーニングを実施した。

複数の LGBTI 集団が、特に農村部における社会的差別と暴力の蔓延に直面していると報告した。複数の活動家の報告によると、トランスジェンダー者は、HIV 陽性であった場合、

治療を受ける際に困難に直面し続けた。「インドのゲイとレズビアンの権限付与のためのミッション」(Mission for Indian Gay and Lesbian Empowerment) など、擁護者団体は、中傷や不当解雇を含め、LGBTI 者に対する職場での差別を文書にまとめた。NGO の MINGLE は 2016 年 6 月に、情報技術、銀行及び製造部門における、LGBTI の被用者の職場環境についての実地調査結果を公表した。それによると、LGBTI の人々の 40 パーセントが何らかの形態の痛がらせを受けていた。

2015 年 1 月に、ある高等裁判所は、同性同士の性行為を非合法化する植民地事態の刑法規定を復活させる旨の 2013 年の最高裁判所判決を不服とする複数の請願を棄却した。

最高裁判所は、合意の上での同性同士の性的活動を禁ずる法律、つまりインド刑法第 377 条を変更できるのは議会のみであるとの裁定を下した。報道機関、活動家、著名人及び一部の政府当局者が、この裁定を強く批判した。最高裁判所は 2016 年 6 月に、第 377 条に異議を申し立てる請願の審理を拒否し、請願者に、インド最高裁判所長官 (chief justice of India) に申請するよう要請した。長官はこの禁止条項の無効化に向けた別の事案を審理中であった。

2015 年 3 月に、タミル・ナードゥ州徴兵委員会 (Uniformed Services Recruitment Board) は K・プラティカ・ヤシニ (K. Prathika Yashini) の申請を棄却し、その理由は、彼女の氏名が出生時の氏名、「K・プラディープ・クマール」(K. Pradeep Kumar) と合致しなかったためであった。ヤシニは性転換手術を受けた後、既に、あらゆる政府機関に届け出た氏名を公式に変更していた。ヤシニは、警察の筆記試験を受ける許可を得るためにマドラス高等裁判所に訴えて無事に手続を終えた。ヤシニは、2016 年 2 月に、任命命令を受けた。複数の報道によれば、タミル・ナードゥ州警察は、他の性同一性障害者に 21 の職位を提供した。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

HIV の新規症例件数は過去 10 年間で 57 パーセント減少した。推定 209 万名とされる HIV 感染者市民のうち、39 パーセントが女性、7 パーセントが 15 歳未満の児童である。過去 10 年間にわたる顕著な進歩をよそに、この疫病は最も脆弱な人々、即ち売春婦を含む高リスク集団、男性同士の性行為経験のある男性、性同一性障害者及び薬物を注射する人々の間で根強く残っていた。

インドは性労働を犯罪とする懲罰的法律を定めている。政府は感染リスクの高い集団に焦

点を当てたが、HIV 関連業務に献身する市民社会団体は、同性間の性行為を犯罪化する刑法規定を最高裁判所が覆せなかった時点で、懸念を表明した。加えて、いくつかの州における抗レトロウイルス薬の備蓄供給停止が、治療中断に繋がった。

国家 AIDA 管理プログラムでは、高リスク集団向けの HIV 予防、乗用車及び治療介入、並びに HIV と共に生きる人々の権利を優先した。このプログラムでは不名誉及び差別に対し、医療従事者の訓練、政府全体での HIV 対応の主流化及び、HIV／エイズ罹患者及び感染リスクの高い集団にその権利及び利用可能なサービスに関する情報を提供し且つ、HIV 関連プログラムの立案、監視及び評価に参加させるための、保健分野、職場及びコミュニティ環境におけるキャンペーンの促進によって対処した。

女性の HIV／エイズ感染率は都市部のコミュニティが最も高かった一方、伝えられるところによれば、治療が最も受けにくいのは農村地域であった。早期結婚、情報及び教育に対する限られた利用機会及び保健サービスを受ける機会の制限によって、女性は依然として、感染し易い状態にあった。国家エイズ管理機構（National AIDS Control Organization）は、複数の NGO と積極的に許縁して、HIV／エイズの女性自助団体の研修を行った。

警察は、人権侵害や HIV に対して脆弱なコミュニティの保護に果たす役割を強化するための、様々なプログラムに参加した。同様に、AIDS 対応と統合された社会的保護イニシアティブは、リスクの低減及び、HIV の治療の受診及びその遵守を含む衛生追求行動の改善を示した。

子どもの権利活動家は 2016 年 6 月 24 日に、オリッサ州ケンドラパラ県職員に対し、中央政府が運営する寄宿学校が、他の親の反対を受けて、HIV／エイズに罹患する 13 歳の女兒の在寮を許可しなかったことに苦情を申し立てた。活動家は、学校側は最終的にこの女兒の就学の継続を許可したが、校長の行動は、この女生徒のプライバシーの権利及び尊厳を侵害したと強く主張した。

他の社会的暴力又は差別

宗教及びカーストに基づく、また宗教上連帯する集団による社会的暴力が、依然として懸念された。

複数の報道によれば、2016 年 7 月 11 日に、ダリットの男性 7 人がヒンドゥー教徒の群衆に衣服を脱がされ、公衆の面前で殴打された。死んだ牝牛の皮を剥いだことが原因であった。警察はこの襲撃を理由に 35 人を逮捕し、無為を理由に警察官 4 人を停職処分にした。2016 年 7 月 26 日には、目撃者がアップロードした映像に、伝えられるところによれば、マディヤ・プラデーシュ州マンドサウル県の鉄道の駅外でイスラム女性 2 人が牛保護自警団に殴打され、警察が遠くから見ている様子が映っていた。伝えられるところによれば、警察はその後、牛肉の所持を理由に、この女性 2 人を逮捕したということである。この肉はその後、水牛の肉であることが判明したが、州裁判所はこの女性 2 人を、違法な食肉所持で告発し、2016 年 6 月 27 日に保釈した。警察はその後、女性に暴行した男性 2 人を逮捕した。

内務省のデータによれば、コミュニティ間の暴力事件は 751 件で、死者は 97 人、負傷者は 2,264 人であった。

2016 年 7 月 30 日に、右派系ヒンドゥー教徒集団の構成員が、マンガロール市近郊の聖トマス系小学校（St. Thomas Aided Higher Primary School）への不法侵入及びアラビア語の授業妨害で告発された。伝えられるところによれば、構成員は、教師が過激主義を広めたことを非難し、生徒から教科書を取り上げたということである。

学校は、その後の抗議運動の脅迫を受けて、ウルドゥー語及びアラビア語の授業を中止した。

マドゥライ市を拠点とする NGO、エビデンス（Evidence）の 2016 年 6 月 28 日の報告によれば、この団体が異カースト間の結婚の支援に同意した後、職員が一部の警察職員から嫌がらせや脅迫を受けたということである。

グジャラート高等裁判所は 2016 年 7 月 27 日に、ビランガム（Viramgam）の鉄道の踏切付近で、イスラム教徒 3 人を殺害したとして、7 人に終身刑を言い渡した。これは 2002 年にグジャラート州で発生したコミュニティ間の暴力であった。既に有罪判決を宣告された 2 人に対しても終身刑が言い渡された。審理裁判所は、4 人に対しては殺人罪より軽い犯罪で有罪判決を下し、3 人に対しては無罪宣告を言い渡していた。

グジャラート高等裁判所は、2016 年 8 月 4 日に、2002 年のコミュニティ間の暴動で父親 1 人とその娘を焼死させた罪で告発された 27 人のうち 11 人に終身刑を言い渡した。メーサ

ナ迅速裁判所（Mehsana Fast Track Court）は 2005 年に 27 人全員に無罪を宣告していた。有罪判決を求める被告側弁護人は、裁判所が 10 週間以内の降伏を命令した時点で、11 人のうち 4 人は依然として行方をくらましていると述べた。

第 7 節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

法律では組合を結成し、これに加入する権利及び、団体交渉権を規定しているが、雇用主が組合を認定するあるいは、団体交渉に参加することを求める法律上の義務はない。

シッキム（Sikkim）州では、州政府からの事前許可が、労働組合登録の前提条件であった。法律では連邦政府及び州政府の職員の組織結成権を制限している。

法律ではストライキを行う権利を規定しているが、一部の労働者について、この権利に制限を課している。例えば、輸出加工区（EPZ）では、EPZ が「公益事業」に指定されているため、45 日前までの通知が要求される。法律では、政府が国営企業でのストライキを禁止することを認め、また指定された「必須産業」においては仲裁を要求している。必須産業の定義は州によって異なる。法律では反組合的差別や、合法的ストライキへの参加を理由とする報復を禁じ、また組合活動を理由に解雇された従業員の復帰を規定している。

法律の執行状況は州によって、また部門によっても異なっていた。執行は概して、比較的大規模な、組織化された部門の産業ほど良好であった。当局は概して、産業部門における正当な労働組合活動に対して威嚇又は抑圧を行った人物を、訴追及び処罰した。違反については、労働組合法（Trade Union Act）ではそうした違反に対する罰則を定めていないため、民事司法手続によって扱われた。専門の労働法廷が労働争議を裁定するが、長期間に及ぶ遅延が発生し、未解決事件が溜まっていた。

雇用主は概して、公式産業部門では結社の自由と、組織化及び団体交渉の権利を尊重したが、インフォーマル経済では大体においてそうではなかった。ほとんどの組合員が公式部門で働き、労働組合は少数の農業従事者や非公式部門労働者を代表した。推定によると、組合加入労働者の 80%が、5 大労働組合連盟のうち 1 つに所属していた。組合は政府から独立していたが、5 大連盟のうち 4 つは主要政党と連携していた。労働雇用省（Ministry of Labor and Employment）によると、2014 年にストライキやロックアウトが 121 回行われた。

州及び地方自治体は時々、その権限を行使してストライキを違法と宣言し、裁定を強制した。女性自営業者協会（Self Employed Women's Association）など、加盟を基本とする団体は、非公式部門労働者を上手く組織化し、労働者の仕事又は成果物に対する賃金引上げに貢献した。

警察は 2016 年 3 月 22 日に、ホンダ・モーターサイクル・アンド・スクーター・インディア（Honda Motorcycle and Scooters India）の職員が、伝えられるところによれば、残業を拒否したことで上司に襲われた後に発生した 2 月 29 日の抗議運動を先導したとして、ハリヤーナー州グルガオン町（Gurgaon）のマルチ・スズキ労働者組合（Maruti Suzuki Workers Union）の会長を拘禁した。組合会長は、2016 年 4 月に警察拘置所から釈放された。

ハリヤーナー州警察は 2016 年 9 月 2 日に、9 月 5 日の全国ストライキへの参加を従業員に呼び掛けるビラの配布を理由に、マルチ・スズキの職員 12 人を拘禁した。労働者団体の報告によれば、一部の雇用主は、組合の結成の認定を相次いで拒否し、「職員委員会」及び雇用主が管理する組合を設立して、独立した労働組合の結成を阻止したということである。EPZ は、仮契約で労働者を雇用することが多かった。EPZ への加入に対する被用者に限定した制限も、労働組合への加盟を制限した。

カルナータカ州警察は 2016 年 6 月 2 日に、カルナータカ州警察協会（Karnataka Police Association）のシャシダール・ヴェヌゴパル（Shashidhar Venugopal）会長及び、警察職員家族福祉委員会（Working Police Families Welfare Committee）の会員を Basavaraj Koravankar 逮捕した。この男性 2 人は、低賃金及び劣悪な労働条件に抗議する警察ストライキを主催しようとしていた。男性 2 人は、治安妨害罪及び基本サービス維持法（Essential Services Maintenance Act）（ESMA）の複数の条項で告発された。逮捕者は報告書の作成時点で、まだ保釈されていなかった。

2016 年 9 月 2 日に、1 億人の超える全国の労働者が、最低賃金の引上げ及び、防衛及び鉄道部門の民営化の連邦政府決定の撤回などが組み込まれた、12 箇条の要求を支持する一日ストライキに参加した。

b 強制労働の禁止

法律ではあらゆる形態の強制労働を禁じているが、この問題は、児童の奴隷労働（第 7 節

c 参照)を含め、依然として蔓延していた。債務労働者数の推定は大幅な開きがあったが、中には数千万人と推定した NGO もあった。債務労働はほとんどが農業で発生した。農業以外の部門で奴隷労働発生率が高かったのは、採石場、レンガ工場、精米所、建設業、刺繍工場、そして紙巻きタバコ生産であった。

執行及び被害者への補償は州及び地方自治体の責任であるが、実効性にはばらつきがあった。政府は概して、奴隷労働制度(廃止)法(Bonded Labor System (Abolition) Act)など、奴隷労働又は労働者人身売買に関連する法律を効果的に執行しなかった。監察官が違反の訴追を付託しても、裁判所に溜まった未処理事件、不十分な訴追体制、そして優先順位付けの欠如の結果、無罪放免となることもあった。訴追は希であった。国家犯罪記録局によると、警察がこの法律の下で 2015 年に登録した事件は全国で 92 件であった。

労働雇用省は引き続き、奴隷労働に駆り出されやすい労働者を絞り込むため、タミル・ナードゥ州、アーンドラ・プラデーシュ州及びオリッサ州での「集結プログラム」を通じた対策を含め、国際労働機関と協力して奴隷労働対策に取り組んだ。

労働雇用省の報告によると、連邦政府が資金を拠出し、州が運営する中央政府後援制度(Centrally Sponsored Scheme)により、2015 年 4 月から 2016 年 3 月までの期間中、2,216 人の債務労働者を解放することができた。一部の NGO が、奴隷労働者を雇用主が束縛していたことを証明し、法律の下で補償を受ける資格を得るために必要な、救出された奴隷労働者の解放証明書の取得の遅れを報告した。更生資金の分配は州全域で不均一であった。政府は 2016 年 5 月に、債務労働者社会復帰プログラムを改訂し、被害者に対する補償金を男性被害者は、19,000 ルピー (285 ドル) から 98,000 ルピー (1,470 ドル)、女性及び子どもの被害者は、19,600 ルピー (2,940 ドル)、そして、性的搾取を受けた女性及び子どもの被害者は、294,000 ルピー (4,410 ドル) に増額した。

特に、レンガ工場における債務労働者は、依然として深刻な状態であった。タミル・ナードゥ州当局は 2016 年 3 月 2 日に、ある NGO の支援を得て、550 人を超える債務労働者を、ティルヴァッラー県のレンガ工場から救出した。2016 年 5 月に、28 の当局は NGO と協力して、ティルヴァッラー県のレンガ工場から、子どもも 88 人を含む 328 人を救出した。

ある NGO は 2016 年 5 月に、複数の警察官及び人権自警団(People's Vigilance Committee on Human Rights)と連携して活動し、ウッタル・プラデーシュ州のレンガ工場から 207 人も

の労働者を救出した。

SC 及び ST に属す人々は、国内の多数の区域で伝統的な隷属の取り決めの下で生活し、働いていた。アルナカル・プラデーシュ州では、中央政府が 1964 年にスルング（Sulung）族の隷属を廃止したものの、この社会集団は依然として貧しく、強制的な搾取に対して脆弱であった。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（*Trafficking in Persons Report*）」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

政府は 2016 年 8 月に自動労働（撤廃）法を改正し、14 歳未満の子どもの雇用を禁止した。改正法では、14 歳から 18 歳の子どもの鉱山での雇用を許可している。子どもは、インド工場法（Indian Factories Act）が定義付ける可燃物質、爆発物又はその他の有害物質の使用を禁じられているが、同改正法は、家族経営の事業における放課後の子どもの雇用を認めている。

州政府は労働関連法を執行し、労働監察官を採用していた一方、労働雇用省が監督及び調整を務めた。それでもなお、違反は日常茶飯事であった。改正法は、危険有害産業で雇用された子ども 1 人当たり 20,000 ルピー（300 ドル）から 50,000 ルピー（750 ドル）の範囲の罰金を定めている。この罰金は違反を抑止するには不十分が多く、また当局による執行は散発的であった。罰金のかつて雇われていた児童のための福祉基金に預託される。

労働雇用省は、複数の省と連携して、演劇及びコミュニティ活動等の様々なアウトリーチイベントへの資金提供により、児童労働に関する意識向上に取り組んだ。子どもの権利 NGO の Bachpan Bachao Andolan と地方自治体職員は 2016 年 6 月に、ジャールカンド州のランチャー市の沿道飲食店、食料雑貨店及び自動車修理工場から 52 人の子どもを救出した。

デリー首都圏は 2016 年 5 月 19 日に、ジャスティス・ベンチャーズ・インターナショナル（Justice Ventures International）と連携して、ノースデリー県近郊のカゾーリ・カズ（Khajuri Khas）のビンディ（額に付ける伝統的な装飾品）製造施設から子ども 8 人を救出した。

児童労働は依然として蔓延していた。UNICEF の推定によると、5 歳から 18 歳の児童労働者が 2,900 万人居た。一部の NGO は、その数はもっと大幅に多いと推定した。2011 年の国勢調査によれば、5 歳から 14 歳の子どもの労働者は 450 万人であった。児童労働の大多数は農業と非公式経済、特に採石場、タバコ紙巻き作業、そして非公式の食品サービス事業所で発生した。商業目的での児童の性的搾取も発生した（第 6 節「こども」参照）。

児童の強制労働も、奴隷労働を含め、依然として深刻な問題であった。雇用主は児童を、家事手伝いや物乞いなどの強制労働又は契約労働のほか、採石場、レンガ工場、精米所、絹糸生産及び織物刺繍に就かせた。

以下の URL で公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (Findings on the Worst Forms of Child Labor)」も参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用及び職業に関する差別

法律及び規則では雇用及び職業に関する差別、人種、性別、ジェンダー、障害、言語、性的指向及び／又は性同一性又は、社会的地位に関する差別を禁じている。法律では HIV／エイズ又はほかの伝染病の罹患者に対する差別、肌の色、宗教、政見、出身国又は国籍に基づく差別は禁じていない。政府はこれらの法律や規制を、公式部門の範囲内では効果的に執行した。しかし、法律及び規則は、推定で労働力の 90 パーセントを占める非公式部門の労働者の保護を規定していない。

インフォーマル部門ではダリット、先住民族及び障害者に対する差別が発生した。法的保護は誰であれ同じであるが、賃金に関するジェンダー差別が蔓延していた。外国人移民労働者は総じて不法滞在で、また典型的に、インド国民である労働者なら利用可能な労働関連法による保護を享受しなかった。

e 受入れ可能な労働条件

連邦法では安全衛生基準を定めている一方、州政府の法律では最低賃金、労働時間数及び安全衛生基準を定めている。日額最低賃金（現地での生活費手当を含む）はビハール州で

の 197 ルピー（2.89 ドル）から、デリーでの 447 ルピー（6.57 ドル）の範囲で開きがあった。公式推定による貧困所得レベルは、日額 27 ルピー（0.43 ドル）未満であった。州政府は農業従事者については別途、最低賃金を定めている。

賃金、労働時間及び労働安全衛生に関する法律は、大規模なインフォーマル部門には適用されない。

法律では労働時間を 1 日 8 時間、週 48 時間を最大労働時間として義務付けているほか、トイレ、カフェテリア、医療設備及び換気設備の提供を含む安全労働条件も義務付けている。法律では 4 時間勤務毎に最低 30 分間の休憩時間と、割増残業手当を義務付けているが、有給休暇は義務付けていない。法律では強制残業を禁じているが、1 人の労働者が勤務可能な残業時間数の制限はない。政府が定める労働安全衛生基準は概して最新のものであり、国内の主要産業を網羅していた。

最低賃金、労働時間数及び安全衛生基準の執行は、州政府の責任である。監察官の数は概して、労働法を執行するに当たり、不十分であった。州は農業従事者の最低賃金法を効果的に執行しないことが多かった。安全衛生基準の執行は不十分で、特に非公式部門はもとより、一部のフォーマル部門産業でも不十分であった。労働安全衛生基準に違反した場合の罰則は、100,000 ルピー（1,600 ドル）の罰金から 2 年以下の禁固刑の範囲であるが、違反を抑止するには不十分であった。

賃金、残業、及び労働安全衛生基準に対する違反は、推定で全体の 90%を占める労働力を雇う非公式部門（工場法の対象範囲に該当しない産業及び／又は事業所）において日常茶飯事であった。小規模の低技術工場は頻繁に、労働者を危険有害な労働条件に曝した。不法滞在の外国人労働者は、基本的な労働安全衛生上の保護を受けなかった。多くの場合、労働者は、健康又は安全を脅かす状況から、自分の雇用を危うくすることなく脱することができなかった。

2016 年 8 月 13 日に、ハイデラバードで、25 フィートのマンホールに入った未熟で技能が低い清掃作業員が、有毒ガスを吸って死亡した。伝えられるところによれば、作業員は適切な防護装置を供給されていなかった。伝えられるところによれば、作業員を救出しようとした通行人も、窒息死したということである。

アジア人権委員会によると、2013 年の手作業清掃員雇用禁止・労働者更生法（Prohibition of Employment as Manual Scavengers and their Rehabilitation Act）の執行を最高裁判所が命じ、下水路の手作業清掃を禁じたが、当局は滅多に同法を実施せず、手作業清掃は根強く続いていた。同委員会は、全国で毎年少なくとも 700 名がマンホールで死亡しているという、あるダリット権利活動家の主張を引き合いに出した。

2016 年 1 月から 7 月にかけて、8 人の労働者が、伝えられるところによれば、タミル・ナードゥ州で、汚水処理タンク及びマンホールの清掃中に窒息した。

2016 年 5 月 26 日に、ムンバイ付近のドンビブリ（Dombivili）のある化学工場で爆発が起こり、作業員 3 人が死亡した。2016 年 7 月 5 日に、西ベンガル州のハウラー（Howrah）市のアルミニウム成型工場で爆発が起こり、作業員 5 人が死亡した。